診留寿都村 議会だはい







~ 創造の季節の飛躍人たち ~

令和元年第3回定例会(一般質問・審議状況)	2 ~	·14
議員全員協議会審議状況 ·····	15~	[,] 25
行政視察報告·····	·26~	-27
第3回定例会、第3回、第4回臨時会審議結果	·28~	-29
議会日誌、編集後記		30

令和元年12月5日 **No.**

発 行 留寿都村議会 編 集 議会広報編集委員会 印 刷 예いとう文化堂印刷

令和元年第3回定例会

令和元年第3回定例会は、9月19日に招集され、会期を1日間と定め、平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率についての報告、4名の議員が一般質問を行った後、条例の制定2件、条例の改正4件、補正予算3件、平成30年度各会計歳入歳出決算を決算特別委員会に付託7件、人事案件2件、意見書1件を議了し閉会しました。

協力隊員の定住・就業の見通しまちづくり塾の成果は?

岩田信雄 議員(質問)

は?

聞きします。

村としては、地域おこし協力隊員の
に行っていたのか。そして、隊員
の定住・就業の見通しはどうなのかお



いる 定住を考えた起業化を目指して

場谷村長(答弁)

当初から隊員がスムーズに地元に溶け名を商工・観光分野での活躍を期待し、平成29年4月に2名、7月に1名の3地域おこし協力隊につきましては、

第3回定例会では4名の議員が一般質問を行いました.

般

質

占

要約

任期終了後の定住・就業の見通しについて」

「留寿都村まちづくり塾の成果と地域おこし協

力隊

員

の

です。
これは地域おこし協力隊の隊員がどのようなスキル・素養を持ち合わせて
別えば地元の農家団体とのつながりの
特ち方や、特産物である野菜の特徴を
持ち方や、特産物である野菜の特徴を
いて指導していただくこととしたもの
これは地域おこし協力隊の隊員がど

その成果、事業実績として1年目は、地域おこし協力隊員が道の駅230ルスツにある農林水産物直売所の生産者の生産現場での農作業体験やようていの生産現場での農作業体験やようてい種、業務上の視点から見た留寿都村に種、業務上の視点から見た留寿都村にして活動展開が図られることを重点として取り組みを行いました。

進めていたところです。 産めていたところです。 進めていたところです。 進めていたところです。 産めていたところです。 進めていたところです。 進めていたところです。 産めていたところです。

助言がなされていたところです。の課題解決について専門家から必要な託により、それぞれの隊員の起業化等

方等などです。
方等などです。
方等などです。
ののでの隊員のプログラムの作成指導、での隊員のプログラムの作成指導、での隊員のプログラムの作成指導、

また、3年目である本年度は前年度 に計画した終期までのプログラムを中 たした活動を企画し実行している最中 たした活動を企画し実行している最中 となっています。この段階においては、 となっています。この段階においては、 となっています。この段階においては、 となっています。この段階においては、 となっています。 となっている最中 となっています。 となっている最中 に計画した終期までのプログラムを中 に計画した終期までのプログラムを中

かについてです。に向けた指導はどのように行っている域おこし協力隊員の任期終了後の定住するつ目の問いとして、村として、地

現在のところ、1名は前にご報告したとおり、プライベートな関係で止むたとおり、プライベートな関係で止むとも定住を考えた起業化を目指して取り組んでいると伺っています。1名の海外市場への販路拡大に向けた外販事業を進めること、もう1名の方はクリエイターとして造形物などのアートリエイターとして造形物などのアートデザインやシンボルマークのデザインなどの事業を起業するとのことで、2名とも起業化に向けた高い意欲を持っていることを認識しています。

今後、具体的な相談が出てきますけったいと考えています。
あ力隊については、定住意向についてど、適宜対応したいと考えています。
と、適宜対応したいと考えています。
と、適宜対応したいと考えています。
と、適宜対応したいと考えています。

岩田信雄 議員(質問)

ださい。 は前向きに彼らをバックアップしてく 村に定住するようですが、村として

要連もあるのでお聞かせください。全員協議会では大変な議論をして、道の駅の業務委託として支配人(まちづくり塾を兼ねる)を受け入れましたが、平成31年3月に期間満了により解任されましたが、そもそも塾長が協力隊員より期間が短く、再契約、更新をしなかったのは何故なのか。道の駅の問題かもしれませんが、まちづくり塾とのかもしれませんが、まちづくり塾とのかもしれませんが、まちづくり塾とのがもしれませんが、まちづくり塾とのいる。

場谷村長(答弁)

道の駅の事情については、私の答弁 道の駅の事情については、私の答弁

でご了承願いたいと思います。でご了承願いたいと思います。ので、特にそれによって結果として支助言を受けるという体制となりましたす。

岩田信雄 議員(質問)

今、彼らが積極的にやっているから、 とがいない状況なんですね。支配人 はいるのですけれど、塾長ではないと はいるのですけれど、塾長ではないと も活動しているのですか。地域おこし 協力隊活動事業補助金200万円は、 定着に向けた活動、定住・定職のため のスキルアップのための研修などの助 のスキルアップのための研修などの助 成金ではなかったのか、答弁を求めま す。

場谷村長(答弁)

とや、地域をよく知ること等、いろい当初はスムーズに地域に溶け込むこ

す。 ことですが、果たしてその100万だ うことと、今、言いました終期後の定 度本来の目的は果たしているのではな 思いますが、 は相談にのっていきたいと思ってい ろいろ制度としてあるほかに、特別交 れから相談を受けると思いますが、 住・起業化に向けた対応について、こ ついて、その中で運営されているとい いかと思っています。それから、資金 くか続かないかというよりも、ある程 ですから塾そのものについて、今も続 た流れとなっていると思っています。 化しておりまして、当初の趣旨に則っ 大きく大変、 ろなノウハウについて、塾長の役割も 具体的に、目標等が見定められた場合 な手段もひっくるめて、これからより けで足りるという訳でもないし、様々 た場合は、そういう支援もあるという 付税措置で100万、村が事業実施し の活用については、本人の活動費用に 途中から隊員自体も自立 効果的な対応をされたと 77

「停電時における防災無線について」

岩田信雄 議員(質問)はどれくらいかの電力を機能を維持するための電力

のような防災無線施設の故障の際に、などによるものと聞いていますが、そ災無線が送信できませんでした。落雷先日の台風接近時に、停電により防

部の事務局となる担当課は、全体を把 しているようですが、防災計画に基づ それぞれの部署では防災資機材を購入 機と施設が接続できるように改良して る発電機で間に合うのか。また、発電 掛かるものなのかなどについて調べて 対策については、どれくらいの費用が 策を講じていないのか。非常時に無線 要かを把握しているのか。 持するためにはどれくらいの電力が必 発生時に拠点施設となる役場機能を維 握したうえで配備しているのか。災害 必要かということを、災害時に対策本 いて、どこにどれくらいの予備電源が いるのか。昨年から本年度にかけて、 いるのか。それとも現在、 が必要なのか。発電機等の設置などの を活用するためにはどれくらいの電力 ラックアウトの教訓を得て、 を講じていないのですか。 ・ち早く原因を把握し、対応する対策 保有してい 昨年のブ 何故、

きたいきるような整備を進めていきを、さらに災害対策本部で運

場谷村長(答弁)

頂のパンザマスト、各地区に配置して基地局、中継の大部分を担う橇負山山にするためには、放送する側の役場のて、長時間の停電時に対応できるよう日的として、整備を行ったところでし目的として、整備を行ったところでし

想定されています。 想定されています。これについては、積算はしています。これについては、積算はしていますがありるでは、相当な費用が掛かることがありませんが、相当な費用が掛かることがある中継局、そして各家庭の個別受信

また、現在、本村で運用しています 防災無線は、設置からすでに10年を 防災無線は、設置からすでに10年を の調達等も困難を極めつつあります。 に関する法律」の財産処分の制限年限 に関する法律」の財産処分の制限年限 も令和3年度となっています。このよ も令和3年度となっています。このよ もでから施設の更新についても検 うなことから施設の更新についても検 さことから施設の更新についても検 とに、次期防災情報提供システムの とに、次期防災情報提供システムの とに、次期防災情報提供システムの とに、次期防災情報提供システムの とに、次期防災情報提供システム等 とに、次期防災情報提供システム導入 とに、次期防災情報提供システム導入 とに、次期防災情報提供システム導入 とに、次期防災情報提供システム導入 とだ、次期防災情報提供システム導入 の活用も視野に入れた検討を図りたい と考えています。

を図りたいと考えています。 と図りたいと考えています。

新たな展開に向けていかなければならりした把握はしていませんが、今後、数値につきましては、ここでしっか

進めていきたいと考えています 進めていきたいと考えています。 いきんに 留寿都は24時間以上48時間ということで、これは、発電機を用意して での話だと思っています。いずれにし での話だと思っています。いずれにしても24時間程度しかもたないというの は大変不安ですので、今後、さらに村は 大変不安ですので、今後、さらに村は 大変不安ですので、今後、さらに村は 大変不安ですので、今後、さらに村は 大変不安ですので、今後、さらに村は 大変不安ですので、発電機の整備等を さるようなもので、発電機の整備等を 進めていきたいと考えています

岩田信雄 議員 (質問)

ています。

令和3年度にまた考えるということ り有効に使う方法をまず考えてくださ り有効に使う方法をまず考えてくださ い。今一番問題なのは、バッテリーが だめだから、30分しかもたない、1日 だめだから、30分しかもたない、1日 だめだからが少し長く使えるような考え を何故もう少し長く使えるような考え を協議しないのですか。そういう検討

場谷村長(答弁)

実しても、逆に新たなシステムで進めれども、やはりバッテリーも部品がだれらのものを充められます。ですから今のものを充めらもう10年も経過していますので、これがらも入手も難しくなってくることがいるりますはとも、やはりバッテリーも部品がだれども、やはりバッテリーも部品がだれども、やはりバッテリーも部品がだれども、やはりバッテリーも部品がだれども、

た場合には、効率的でない部分があると思っています。ですから現状最大限して進めなければならないと思います。やはり災害時は自分の身は自分で守るということを前提にして、それぞれがやはり聞く耳をもって、ラジオ等からの報道を聞いてもらうことも大事だと思っていますので、そのようなことも思っていますので、そのようなこともせていかなければならないと思っています。

岩田信雄 議員(質問

個別の防災無線は30分、メインのアンテナも30分です。ああいう高いところに建っているアンテナは落雷で、い時に対処できなければ、各家庭に防災時に対処できなければ、各家庭に防災無線があっても、意味をなさないのです。だから、この間みたいないるアンテナも30分です。あるいう高いとこか。

場谷村長(答弁)

新たに整備しても数年後にそれがまた、する橇負山についても仮に今新調して、ころです。大きなバッテリーを必要とのはまさに話し合いして進めていたとく、防災関係のものを整備している

だと考えています。

岩田信雄 議員(質問

村長は常にやらなければならないと言って、やっていないのです。この間、台風の影響で、ある施設の閉鎖があり、台風の影響で、ある施設の閉鎖があり、台風の影響で、ある施設の閉鎖があり、中にの人がいると聞いています。その地元の人がいると聞いています。その地元の人がいると聞いています。その地元の人がいると聞いています。その地元の人がいると聞いています。その地元のが施設の閉鎖のお知らせかもしれかったのです。非常時は想定外のことかかったのです。非常時は想定外のことかいると思いますが、コミュニティがなかったのです。非常時は想定外のことを持ていると思いますが、コミュニティがなかったのです。非常時は想定外のことを持ているとと表にないのです。この間、おりがはないのです。

ないのではないでしょうか。定の更なる上の対策をしなければなられない場合があります。これからは想「それじゃしょうがない」では済まさ「老れじゃしょうがない」では済まさ、北電側の事情かもしれませんが、

場谷村長(答弁)

あのシステムのほとんどは、電気がなかったらほとんど機能しないというなかったらほとんど機能しないというならない。もちろん、コミュニティならない。もちろん、コミュニティメールも使えない場合もありますから、非常時の場合は、消防署の広報車両で期らしめることも想定しておいなければならないと思っています。

通告外の内容のため割愛しました。
*この後も質疑応答がありましたが、



電力の地産地消を展開すべき

浪越和

議員

(質問)

事業を実施したい意向と聞いていま事業を実施してでも、留寿都村で風力発電設置位置の変更も考慮した計画変更ない、環境、景観に配慮し風車数の減、が、場がであり、場がでは、では、では、景観に配慮し風車数の減いでは、環境、景観に配慮し風車数の減いでは、環境、景観に配慮した計画変更を実施してでも、留寿都風力発電事業については、でも、留寿都風力発電事業については、インベナジー・ジャパン合同会では、環境、景観に配慮したい言向と聞いていました。

と思います。

わゆる電力の地産地消を展開すべきで村内での電力供給が可能な事業、い

ンベナジー・ジャパン合同会社と共同

電源分散化の取り組みが進んでおり、の再生可能エネルギーの活用による発電、太陽光発電、バイオガス発電等クアウト対策として、道内各地で風力クアウト対策として、道内各地で風力

(仮称) 留寿都風力発電事業について」



増えています。 「停電ゼロのまち」を目指す市町村が

る市町村が多い中、留寿都村は活用 のような対応を行っているのか。また、 早期完成を目指すべきと思います。 の推進のほかにも、税収入の増が確実 ルギーの地産地消という大きな事業 能な電力の発電計画が進んでいます。 を進めており、停電対策に苦労してい 同会社が(仮称)留寿都風力発電事業 おいては、 業者と連絡を密にし、積極的に動き、 に見込める事業ですから、風力発電事 このような流れの中で、 そこで現時点で留寿都村としてど 留寿都村の未来を考えるとき、エネ ・ブラックアウト対策として、イ インベナジー・ジャパン合 留寿都

告後の推移を見たい環境影響評価準備書に対する勧

場谷村長(答弁)

する勧告書が出されています。
24日に経済産業大臣から開発事業者
24日に経済産業大臣から開発事業者

勧告の内容につきましては、

総論と

いての3点からなっています。地域住民等への相互理解の促進につつ目は、事後調査について、3つめはして、1つは追加調査等について、2

す。 申し入れしていたところですが、環境 これまで説明会の開催を幾度となく ではありませんけれども、村としても、 告を受けて行うものと認識していま 影響評価準備書に対する国からの勧 説明会は、 伺っています。この事業者が行う地元 説明会を行う予定となっていると 加 これを受けて、 調査等を行っていると伺ってい これら調査等が終わり次第、 法的に義務付けられたもの 事業者は、現在、 地元 ま 追

う求めています。 寧な説明ときめ細かい対応をするよ 業者に対し、説明会に当たっては、 れているものでして、村としても、 者による積極的な取り組みが求めら 域住民との相互理解については、事業 その推移を見たいと考えています。地 政として話すこともありませんので、 討事項ですので、 知見からの客観的、 対する勧告内容は、 このように環境影響評価準備書に それについては、 科学的な検証・検 専門家による高い T 事

の環境影響評価手続きの終了後は、電対応をするよう期待をしています。こうえでの最短距離になるものと考えうえでの最短距離になるものと考えががをするよう期待をしています。これがある。

ます。

浪越和一議員(質問)

がありませんでした。 にインベナジーと一緒にやっていく たいですが、こういうこともこの機会 が、 ラジオもない、何にもない、電気もな ブラックアウトの時も、テレビはない なかった。住民にとって一番頼みのも 災無線が電気がなくなったから通じ ですね。それと、 ら住民説明会には同席してしっかり 捉えていますが、 べきでないかと質問しましたが、 いうことを、 るこの電気を留寿都で使えばいいと 機を買うのも大切ですけども、 たということもありまして、私は発電 テリーがなくなって全くダメになっ のなんです。情報を得るため、 田議員からの質問にもありました、 と説明をすると、 していくということで前向きに私は 準備書に基づく次の段階には、 ものの何分もしないうちに、バッ 防災無線だけが頼りだったのです 岩田議員の質問の続きみ もう一つですが、岩 そう考えてよろしい 積極的に協力しな 折角来 、昨年の 協力 防

場谷村長(答弁)

考えています。 うなことも視野に入れて参りたいと ないわけですが、 者の対応等も見ていかなければなら 村が要請していることで適切な事業 環境影響の評価の途中段階でありま てはどうかということですが、まだ今、 のではなくて、そのような視点も考え とだと思っています。蓄電を整備する きだという考え方は同じで大切なこ があった場合、 そういうところに災害とか停電とか の中で、多少の犠牲も払ってある以上、 業が地域である程度の自然との調和 ネルギーというのは、世界的な一つの 1) にもありますように、再生可能工 われている。もちろん、SDGs(* う環境との調和の中で電源開発が行 けてまいりたい、 持っています。私は関係機関に働きか いう考え方、これは私も同じ考え方を が優先して使えるようにすべきだと れていましたけども、 目標となっていますけれども、 電源等があった場合は、その地域 域の電力自給の関係の答弁が漏 事業認可にも至っていないし、 最優先して、供給すべ 当然、 その暁には、 地域でそこに電 地域でそうい . 電力事 そのよ

のための2030アジェンダにて記ズ)とは、2015年9月に国連サズ)とは、2015年9月に国連サ

を誓っている。」 上の誰一人として取り残さないこと載された国際社会共通の目標で、地球

浪越和一議員 (質問

都村では優先的に使うような施設を して、発電が始まった段階では、 早いと言っている場合ではないと思 が、それぞれ町村で考えていることだ ようなことはさせたくないというの らいいか、わざわざブラックアウトの の安心安全を守るためにはどうした てやるというところもあるのです。 道等によりますと合同で会社を作っ きゃならないのではないかと。新聞報 池とかに対して何らかの出費をしな いかと勝手な想定をしています。 準備書は向こうから来たことがクリ 書の段階だと言いますけれども、 ての答弁をいただきました。 ンベナジー・ジャパン合同会社と話を いますので、 と思います。 ると思うのです。そうなりますと留寿 都に電気を引っ張ってくることにな の地産地消を図るべきとなると留 ています。ですから、今、ここで電力 は着工したいという話も聞こえてき て、今年の春の段階では、令和2年に アできれば、 ほど、もし何かがあったときに住民 は村自体も送電線とかあるいは蓄 これからも早い時期にイ そうなりますとまだまだ 大臣許可が出るのではな まだ準備 留寿 そし そ 電 寿

今、村長から電力の地産地消につ

するから是非、電気を送ってもらえる 村長いかがですか。 いと申し入れして欲しいと思いますが ような計画も一緒に進めていただきた

場谷村長 (答弁)

電力の地産地消については、 考えが

> 防災の、災害時の対応は視野に入れて してもそういう地元電力の活用による 切考えてないですけれども、いずれに かということですが、今のところは一 側として、何らかの財政的負担はどう 緒だと思っていますが、受ける方の かなければならないと考えています。

買物弱者対策につい 7

保についての将来像が見えない 交通弱者に対する交通手段の確

浪越和 平成26年に「生活交通会議」を設置 (質問

将来像が見えてきません。次の総合計 したい」などの答弁を繰り返すだけで 「ニーズの把握に手を付けたい」「検討 ければならない施策であるとの提言 間で複数の議員から優先的に進めな 行については、平成26年からこの5年 のみで、村内を回る買物支援バスの運 安町への買い物支援バスの試験運行 みで、買物弱者に対する施策は、 スについて決定したのは、民間委託の その結果、 がされたにもかかわらず、村長は常に 方について検討がされました。しかし し、交通弱者の交通手段の確保のあり [策定も来年度と期限も迫っていま 生涯学習バス、老人福祉バ 倶知

> ます 問題をどうするか、村長の答弁を求め とはでき上っていると思います。この どういう方向で行くべきかというこ になると思います。もう既に基本的に ければ将来に大変なミスを犯すこと す。ここで基本的なことが見えていな

実に努めたい 住民の意見を参考にしながら充

場谷村長 (答弁)

ラ・ルスツ店の開店による新たな要素 的な運行については、過去2回実施し ありました村外での循環バスの試行 響も無視できないこと、更にはサツド 憶していますが、地元商店に与える影 30年第3回村議会定例会でご質問が 買物弱者対策についてですが、平成 参加者の多くから好評を得たと記

> いという旨で、答弁をしています。 試行を続けてニーズの把握に努めた が加わったことから、地元商店街と競 合しないように配慮しながら、何回か

います。 関と連携しながら進めたいと考えて 弱者の方々のニーズ把握など、関係機 もいたことも事実でありまして、この ともに、これまでの参加者の中には、 マナスクラブからセイコーマートに ようなことも踏まえ、真に必要な買物 店舗形態が変わることも加味すると 日常的に自家用車を運転している方 Aコープようていが運営しているハ 今後、試行運行するに当たっては、

でないかと言われています。 と、そのような他の手段も周知すべき でもこちらから課題を投げかけます 達している方々もいます。村政懇談会 などといった民間事業を利用して調 ク」や移動販売の「おまかせ便カケル」 ぽろ」が実施している宅配の「トドッ 段として、「生活協同組合コープさっ 動は、自家用車利用が中心となってい ますけども、自家用車を利用しない手 また、本村における一般的な買物行

る宅配や移動販売事業の活用の周知 務を進めているわけですが、その中で 留寿都村総合計画」の策定に向けて事 などを図るとともに、現在、「第6次 応やさらには民間事業者が行ってい として、試行運行の結果を踏まえた対 このようなことから、買物弱者対策 民からいろいろご意見をいただい

> ら、充実に努めて参りたい、 ていますので、そちらも参考にしなが たいと考えています。 検討をし

浪越和一 議

その答弁は、もう何回も聞

いて

ことを考えて今からしっかりと対策 どうか、ああいう方法どうだと言われ こういう方法があるから知らせては これは大方の方は年齢が来ますと息 う意見があった、村政懇談会に買物に 3年からスタートです。もう少しです。 ことなんですよ。6次計画がもう令和 で野菜も買いに行くこともできない ちょっとやれるかな、一体95歳になっ 85歳だから運転しているぞ、まだ それからこれからの総合計画の10 で運転を止めた方もたくさんいます。 番、今心配しているのは、この5年間 ないのではないかと。それと、私が一 たって、現実の問題とはあまり効果が 子さんに譲って、そして、村政懇談会 行けない、運転のできない人が来ます す。村政懇談会でお話をしたらこうい それと、一番大事なことが抜けていま から、これじゃ村外に転出するよりな をしていなければ、皆さんもう道の駅 て運転しますか。そうするとその時の には出てこないんです。そういう方が のですけれど、例えば、農業地域の方 か。私何回か言ったことがあると思う す。私はもう目の前に来ているという 今85歳の人が95歳になるんです。

温泉に風呂に入りにも行けない、こう ですと決めたのなら別なんですけれど 取ったら運転すると危ないから、 おかしいですよ。いいですよ、年寄り いうことだけは避けていただきたいと 道の駅にも行けない、 かりなんです。移動手段がないために に力をいっぱい尽くしてこられた方ば 命留寿都村のために、その発展のため いう方々は、本当に若い時から一生懸 てもらうんだ、それが留寿都村の方針 免許は返上してもらってどっかへ行っ はみんな出て行ってもらうんだ、 とがまだ決まっていないということが す。その点を考えますと、基本的なこ 私は考えます。 人口が減っていないというだけなんで でも200人からの外国人のおかげで そうじゃないと思うんです。そう 人口は確かに減らない状態です。 人口減に結びついていくのです。 あるいはルスツ もう 年

場谷村長 (答弁)

議会定傍

議会は公開が

原則です。

と思いますけども、 村外の買物弱者の対応についても、 中で議論があったところですし、また、 きました。スクールバスの循環とか、 交通弱者に対していろいろな議論して ら計画の中で盛り込まれることになる りでなく、足の確保について、これか 工会の購買力、 コスト的な問題とか、 交通弱者については、買物弱者ば 売り上げが下がるとか 当初からそういう いろいろ提言の

> 考えていきたい。 努めていきたい、それを受けて対応を 踏まえて、もう少し、ニーズの把握に 中にはいましたし、そのようなことも 日常的に自家用車を運転している方も いますか、先に話していましたように しても本当に真に必要な弱者の声とい があってというようなことです。 利害する団体と、 利害のぶつかり合い 私と



留寿都村独自の施策が必要

堤 富佐代 議員 (質問)

状から、自家用車を必要としない子育 て世帯は、ごくわずかです。 通機関が充分であるとは言えない現 ていると思われる本村です。しかし近 に恵まれ、 できる状態ではありません。自然環境 いますが、子どもが増えていると実感 寿都村の保育・教育も充実してきて 子ども・子育て支援新制度により ライフスタイルの変化や、公共交 子どもの成長には大変適し

チャイルドシートが必要です。そこで りますが、事故から子どもを守るには れています。 シートを使用することが義務付けら 幼児を車に乗せる場合は、 に付けられない場合は、例外規定もあ 現在、道路交通法では、 車が小さいなど、物理的 チャイルド 6歳未満

「少子化対策につい て



ことですので、なかなか難しいとは思 留寿都村独自の、 策として、どこの町村もやっていない しょうか。 いますが、 トが付けられる車、 全のために、きちんとチャイルドシー はどうかということです。子どもの安 持ってもらえるまちづくりを進めて 得られない価値を作り、住民に誇りを 策の創設に取り組み、留寿都村でしか 移住・定住先として選ばれるための政 要です。移住・定住者を増やすために るなら留寿都村と思われる施策が必 をしてはどうかと考えます。少子化対 動車以上の車を購入するための き、併せて大人も2人以上乗れる軽自 シートやベビーシートを3台装着 目の子どもが生まれたらチャイル 6歳未満の子どものいる家庭で3人 村長はどのようにお考えで 住んで、子育てをす 財源が必要となる

るのか把握して、 子育て世帯で何が求められてい ついて検討したい 更なる充実に

場谷村長 (答弁)

わせた車種を選択しているものと理 実であり、家族のライフスタイルに合 帯の多くは車を保有しているのが現 設については、 の買い替えの購入補助事業の 私としては、 予育て世の事業の創 と考えています。 援する返済の必要のない給付型の奨 として、これまで乳幼児等医療費の助 保護者が確保すべきことと考えてお 解しています。また、自動車の運行上 充実に向けて、取り組んでまいりたい も・子育て支援」は、少子化対策の重 実に努めてきたところであり、「子ど 福祉・教育など様々な面から、その充 学金制度による給付など、保健・医療・ 入費助成 減を図るため乳幼児用紙おむつの購 成対象者の拡大、子育て世帯の負担軽 ですが、「子ども・子育て支援対策」 て支援する制度創設は考えていない 対策として、村が自動車の購入に対し ります。このようなことから、少子化 点施策の柱ですので、今後とも一層の 児童の安全は保護者の責務として、 あるいは大学等への進学を応 保育料等の助成学校給食費

なお、現在、「第6次留寿都村総合まについて検討したいと考えていますのが、そちらについても住民最中ですので、そちらについても住民最中ですので、そちらについても住民の皆さんからたくさんご意見をいただいていますので、それを参考にしてたいていますので、それを参考にしてのか把握して、更なる少子化対策の充のか把握して、更なる少子化対策の充されている。

堤 富佐代議員 (質問)

村長からはこういった補助金の創

きましたが、各地域で、小規模な自治体で、それぞれいろいろな施策を作り出して、地域少子化対策重点推進交付出して、地域少子化対策重点推進交付出して、地域少子化対策重点推進交付出して、地域少子化対策重点推進交付出して、地域少子化対策重点推進交付出して、そういったところを今回、で使われていることがほとんどでありまして、そういったところを今回、補助金の創設に関して申請することはできないのかお聞きしたいと思います。

場谷村長(答弁)

いないと認識しています。 購入に対する事案まで対象にされて ご指摘の交付金については、車両の

堤 富佐代議員(質問)

かがでしょうか。して必要ではないかと思うのですがいして必要ではないかと思うのですがい

場谷村長(答弁)

子育て支援は大変重要な柱ですからなければならないと考えています。
か話用を図っているところですけども、の活用を図っているところですけども、の活用を図っているところですけども、のだまする方向性は全く変わりませんので、これから総合計画を作るに当たって、様々な意見が出てきますが、その中で、交付金等の対象になるのであれば、活用しながら、充実を図っていかなければならないと考えています。

堤 富佐代議員(質問)

村独自でやっているとなかなか周りが見えてこなくなって、もうこれだけが見えてこなくなって、もうこれだけで十分ではないかということを思っていまかがかと質問したわけですけども、留かがかと質問したわけですけども、留かがかと質問したわけですけども、留かがかと質問したわけですけども、留かがかと質問したわけですけども、留かがかと質問したわけですけども、留かがかと質問したわけですけども、留とに関しての積極的な話し合いということに関しての積極的な話し合いということに関しての積極的な話し合いというのはされていますか。

場谷村長(答弁)

で充実を図りたいと考えています。
で充実を図りたいと考えています。
で充実を図りたいと考えているつもりです。
は話し合いはしているつもりです。
とが、アンケートあるいは、計画作成
に当たって意見が出されると思います
ので、そのような部分も全部網羅して、
るで、そのような部分も全部網羅して、
が策の中で子育て支援、子ども・子



「交通弱者に提供する移送サービスの検討について」



て、それをどう反映する予定か査にはどのようなニーズがあっ交通手段検討のためのニーズ調

佐藤ひさ子 議員 (質問)

民家が点在し、運転免許証を持たない方や免許証を返納した方の通院やの方に、村が現在実施しているサービスをもう少し、ニーズに対応できるよう、今後の予定、計画を伺いたく質問させていただきます。

年が経過し、確実に村の交通弱者は増問で、村長はその当時の法律等の推移ので、村長はその当時の法律等の推移通手段の確保」については、特に平成通手段の確保」については、特に平成が、方にで通明者への交通が表してきた「交通弱者への交通が表している。

を考えてほしいと思います。ていると思います。対応を早急に、前向きに検討することが必要で、留寿都がだからこそできる「子育て支援」とがおらこそできる「子育て支援」とががあるためで、留かが、コーズも多様化し

ます。というでは、一人暮らしの方が村内で買物をする場合に、無料で配達してくれたらしていても店舗や金融機関まで行らしていても店舗や金融機関まで行らしていても店舗や金融機関まで行きす。運営上、介護保険での問題や課ます。運営上、介護保険での問題やでします。

村内の一部しか走らない路線バスは送の現状と今後の計画について」です。1点目は、「公共交通空白地有償運

便も少なく、また、ハイヤーやタクシー 業者も村内にはなく、このような現状 地有償運送事業」を行っていますが、 その事業の現状と来年6月末に登録期 間を終えるその後の事業内容・計画に でいて、行き先が村内、村外の場合、 要介護認定者と認定者以外の方別に、 も計しているサービス内容についてお 検討しているサービス内容についてお

客をお聞かせください。 2 点目の「相乗り(ライドシェア) 2 点目の「相乗り(ライドシェア) 2 点目の「相乗り(ライドシェア) 2 点目の「相乗り(ライドシェア) 2 点目の「相乗り(ライドシェア) 2 点目の「相乗り(ライドシェア)

ゝさらにサービスの充実に努めた民からの意見を参考にしながらエーズ調査はしていないが、住

場谷村長(答弁)

そこで、1点目の公共交通空白地有であると認識をしています。は、交通手段の確保は重要な政策課題は、交通手段の確保は重要な政策課題

である軽度生活援助事業と外出支援 も本数が少なくて使いづらいなど日常 行っています。 サービス事業について、 に基づく訪問介護事業、 祉協議会自らが実施する介護保険制度 を行っており、 から留寿都村社会福祉協議会が事業主 す。これを受けて本村は、平成18年度 が行えるようになったのが平成16年で 通空白過疎地において有償で旅客輸送 の移動に不便さを感じる、あるいは交 は過疎地域特有の公共交通空白地域で 償運送の現状等についてですが、 体となって、 公共交通がなかったり、 公共交通空白地有償運送 現在、 留寿都村社会福 村の委託事業 有償運 あって 行を

助では、 ます。 ベ回数292回、 業に係る訪問介護事業における通院介 所持しており、 業の延べ回数は419回利用されてい 介助の延べ回数154回となっており て5人で運行しています。介護保険事 平成30年度の実績としては、 また、 延べ回数1回、 軽度生活援助事業では延 運転手・ヘルパー合せ 外出支援サービス事 通院等の乗降 車 4

会」を開催しまして、北海道運輸局札3年ごとに更新が必要となっており、現在の登録期間が令和2年6月30日で現在の登録期間が令和2年6月30日でで当たっては、期間満了前に「留寿都に当たっては、期間満了前に「留寿都に当たっては、期間満了前に「留寿都でることに更新が必要となっており、3年ごとに更新が必要となっており、3年ごとに更新が必要となっており、3年ごとに更新が必要となっており、3年ごとに更新が必要となっており、3年ごとに更新が必要となっており、3年ごとに関連が必要となっており、3年ごとに関連が必要となっておりまして、北海道運輸局札

こととなっています。 域住民代表などの関係者の協議を行う幌支局や村内のボランティア団体、地

と考えています。と考えています。と考えていますけれども、現体制の中で充用しやすい環境整備を検討したいと考用しやすい環境整備を検討したいと考まできるものは充実を図っていきたいこのことから次の更新に向け、事業このことから次の更新に向け、事業

ビス、いわゆるウーバー方式、これが 集について常にお伺いしているところ そこと協議したいと、今、 行主体となるところが手を挙げれば、 適しているのではないかと、ただ、村 世界的に主流を占めていて、本村には バーが自家用車を用いて行う運行サー での答弁のように今後、一般のドライ いませんけれども、 ニーズ調査の実施は今のところ考えて 特にライドシェアなど交通手段の住民 ているところです。そういう意味では スの活用など検討を進め、今日に至っ ありましたデマンドバスやスクールバ その結果を踏まえまして、過去に議論 00名を調査対象者として実施して、 度に16歳から80歳までの住民のうち6 段の住民ニーズ調査についてですが、 動車局に対しては、 が運行主体とはならないので、その運 アンケート調査については、平成26年 2点目のライドシェアなどの交通 運行管理主体の問題とか、この 国や道に対して、 規制緩和の情報収 私としては、今ま 特に国の自 進めており

> 団体、 す ていただきたいと考えています。 その様子も次の更新の計画を進めさせ サービスの充実に努めて参りたいし、 からの意見等も参考にしながら、 ショップ留寿都村未来会議など、 けて事務を進めている最中でありまし ンケート調査はしていませんけども、 けて参りたいと思いますし、また、ア は国に規制緩和の働きかけを今後も続 況となっています。 国的に取り組んでいる事例も少ない状 ウーバー方式が進まないのは安全性で て、これに伴うアンケート調査や各種 第6次留寿都村総合計画」の策定に向 住民により開催したワ 安全性の確保の懸念から、 国の動向、 あるい ーク 更に 住民 全

佐藤ひさ子議員(質問)

うですけれども、 公共交通の運送事業については、 をいただいてほしいと思います。 集まる機会に顔を出してご意見や希望 れませんけれども、 査をするというときには、 まで難しいのではないかと思いますの 個別にお話を伺わないと、中身の主旨 への意見とか、希望を聞く場合には、 済まないかと思います。お年寄りの方 くのには、2点目のライドシェアもそ があるとはいえ、 につきましては、 1点目の公共交通の空白地有償運送 是非、意見を伺うとか、ニーズ調 アンケート調査では 住民の意見などを聞 来年の6月まで期間 個別にお年寄りの 大変かもし 今は

介護保険の関係とか、支援が必要だという方を対象にしていますけれども、いう方を対象にしていますけれども、をかといったいと思いますので検討をお願いしたいと思いますので検討をお願いしたいと思いますし、介護保険と、先程たとえでお話ししたご夫婦のような方が一緒に通院できて、お父さんの様子、お母さんの様子、お母さんの様子、お母さんの様子、お母さんの様子、お母さんの様子、診察状況をお互いに聞いて、また買物もしながら、二人で生計を立てていくという中では、必要なことだと思います。

うじゃない家族の方の相乗り、 ども、介護保険、要介護認定の方とそ ます。是非とも意向調査の仕方、 容というのは変わってきていると思い も、現状また個別にお話を聞くと、 くはなかったやに聞いていますけれど 進まないので、26年にアンケート調査 検討していただきたいと思います。 運送では、難しいかもしれませんけれ していただきたいと思いますし、 をした時にはなかなか希望する方も多 ハードルとしては高いかもしれません 2点目のライドシェアについては、 れども、検討しないことには前には 検討 有償 内

場谷村長(答弁)

とか、議論した経緯がありました。今いとか、それを改善する方法がないかのルパーが連れていかなければならな例えば要介護者が二人いたら、二人

ころですけども、 いきたいと思っています。 把握していきたいと思っています。 すけども、 文章というのはやはりどうかと思いま ケート調査については、とうり一辺の いきたいと考えています。また、アン の範囲内で、充実できるのは充実して せていただきます。 能でないかという話まで進めていると れを次の計画に反映できるものはして て、訪問したとき等の機会に聞くなど、 のところはっきりは言えないのですけ 別メニューの事業を立てれば可 ある程度聞く項目を整理し もうちょっと詰めさ ただ、現状の体制 そ



回定例会 9月19日

3

主な協議内容 (質疑応答)

正する条例について」 及び費用弁償に関する条例の一部を改 「特別職の職員で非常勤のものの報酬

たもの。 職の職員で非常勤のものの報酬及び費 非常勤の特別職となることから、「特別 進めている学校運営協議会の委員は、 会の委員を追加する改正が必要となっ 用弁償に関する条例」に学校運営協議 づくりを目指し、設置に向けた準備を *教育委員会が地域とともにある学校

(岩田議員)

学校運営協議会の構成メンバー -は 何

(佐々木教育次長

ミュニティ・スクールの運営に資する 児童又は生徒の保護者、 コミュニティ・スクールに在籍する 地域住民、 コ

> 以内としています。 ほかに校長が適当と認める者で16名 活動を行うもの、コミュニティ・スクー の校長、その他教職員、学識経験者

関する条例について」 資産に対する固定資産税の課税免除に 留寿都村過疎地域自立促進に資する

に制定することとしたもの。 の関係法令が一部改正されるため新た であるが、この条例の根拠となる2つ る条例」を制定し運用しているところ に対する固定資産税の課税免除に関す 地促進及び地域自立促進に資する資産 必要な事項を定めた「留寿都村企業立 固定資産税の課税の免除を行うために 地方税法の規定に基づき

ているが、本村はその検討は行ったの は新たな法に基づき基本計画を策定し る村の計画は申請できないため、条例 セコ周辺地域産業活性化基本計画によ 来投資促進法」により、これまでのニ を廃止するとのことだが、ニセコ町で 企業立地促進法が改正され、「地域未

(浦城企画観光課長)

件を整えたうえで進めるべきですが、 の絞り込み、支援機関の構築など、条 地域未来投資法に基づく基本計画策 地域経済索引事業を担う事業者

ないため計画の作成に至っていません。 本村は現在のところ対象となる事業は

「令和元年度留寿都村一般会計補正予 (第6号)」

この事業を推進していく考えがあるか ちらを受けたと聞いていますが、今後、 助よりも有利な補助があったため、 者がいなかったということと、村の補 とがあれば聞かせていただきたい。 しているのかどうか、検討しているこ も含めて、補助事業として変更を検討 万円の減額、 留寿都村社宅建設事業補助金」80 再募集したけれど応募 そ

(場谷村長)

あり、 61 しては土地の問題、 えています。住宅ニーズはあるが、 設するニーズはなかなかない。 要素と 応、今年度で一区切りとしたいと考 この事業は今年度が最終年度であり、 社宅については一区切りとした 維持管理の問題が 建

(佐藤議員)

して取り組んでいただきたい。 ないで、新たな民活で進めるためにど 建てることの補助金にばかりとらわれ んな方法があるのかということも研究 ました。そういうことも参考にして、 を減免するという制度が新聞報道され 京極町が新築アパートの固定資産税

(場谷村長)

だきます。 参考意見として受け止めさせてい

(堤議員)

を教えてください。 レビ難視聴解消施設改修工事の、 生活安全対策費の工事請負費で、 経緯 テ

(松下住民福祉課長

すので、それを撤去するためです。 施設の同軸ケーブルが敷設されてい 地権者の土地にテレビに難視聴解消 ま

ものなのか教えていただきたい。 どういう職員を対象にして、どうい 予算が組まれていますが、この制度は 計年度任用職員制度に対応するために 電子計算費の人事給与システムで会

(暮地総務課長)

現在は、募集や選考試験をやらなくて そして更新を6か月、 もよいというものが、やらなければな 化するために改正になったものです。 各自治体で様々であるのを法律で明文 概要は臨時的任用職員の採用の仕方が 思いますが、移行すると考えています。 務員法の一部改正に基づき、来年4月 は臨時職員です。全員とはならないと から施行される制度で、対象となるの 平成29年度の地方自治法及び地方公 任用期間が現在6か月、 最大で1年であ

これが給与もしくは報酬に変わり、 ては、条例を上程するときに改めて詳 様々な変更点があります。これについ 末手当を支給することが可能になり、 るため1年間の任用が可能となります。 しく説明させていただきたい。 賃金で支出しているのですが、 1会計年度で任用が可能とな 期

【監査委員の決算結果意見】

出 「平成30年度留寿都村 「決算の認定について」 一般会計歳入歳

考として慎重に審査を行いました。 関係職員の説明を求めるとともに、 は的確に行われているか、また、財産 行されているか、収入支出事務の処理 びに予算議決の趣旨に沿って適正に執 数が正確であるか、予算は関係法令並 随する参考資料に基づき、 寿都村一般会計歳入歳出決算書及び付 日です。 9月10日までで、うち、 審査の期間は、 調書並びに関係諸帳簿、証書類です。 台帳の照合等を主眼とし、 7出納検査並びに定例監査の結果を参 般会計歳入歳出決算、財産に関する 審査の対象は、平成30年度留寿都村 審査の方法は、平成30年度留 令和元年8月19日から 実審査日数6 必要に応じ 決算書の計 例

> るかどうか。 旅費や食糧費等の支出が適正であった 担金や補助金等が有効に活用されたか て執行され、 がなかったか、予算がその目的に沿っ 検討を加えました。違法・不当の支出 意し、関係諸帳簿及び証書類と照合し の審査にあたっては、特に次の点に留 備品等が正しく管理運用されてい 土地、建物及びその他の施設、 効果的に使われたか、負

ては、 と認めます。 検査・照合の結果、 公有財産、物品、 ます。財産に関する調書については、 出決算書及び付属書類の諸計数につい 平成30年度留寿都村一般会計歳入歳 正確で内容も適正であると認め 債権、基金について 計数は正確である

が、 に処理されているものと認められます 処分については、 ていただきたい。 を実施するなど滞納税等の圧縮に努め 担の公平性の観点から早期の徴収対策 たものもあります。今後においても負 苦慮しながら完納及び一部納付に至っ 積極的な収納対策に努めていただきた たな対策を講じるとともに、引き続き 納者が増えている傾向にあるため、新 置が講じられていますが、外国人の滞 対する措置としては、可能な限りの措 度より33万円増加しました。滞納者に 村税の収入未済額は296万円と前年 歳入について、平成30年度における 今後の処分についても厳正に対処 村税等の滞納繰越分については、 関係法令に則り適正 村税に係る不納欠損

機関との緊密な協力・連携を常に心が けながら努めていただきたい。 保の重要性や負担の公平性からも関係 にあっては、 また、後志広域連合へ引き継いだ税 減少しているが、 歳入確

今後も新たな滞納者発生の抑止にも傾 行に努められたい。 担当者の徴収努力も認められましたが いては、明細な資料の提出を得ており、 書に計上されている給食費負担金につ れたためである。収入未済として決算 金が翌年度に繰越明許費として計上さ となり、これは前年度は農業費道補助 年度より20億1、724万7千円減額 税の毎年度の収納状況については、 注しながら引き続き効率的な事務の執 ただきたい。その他の収入未済額が昨 にして掲載したので、後ほどご高覧い なお、後志広域連合へ引き継いだ村 表

村税の過去4年間の収納率について表 引き続き適切な納付指導を行うなど、 担当者の徴収努力が認められましたが 納対策に取り組んだ結果、完納となり ただきたい。 にして掲載したので、 へ更なる活用展開を期待したい。 有効財源について、今後のまちづくり た、ふるさと納税による寄付金などの 完納に向けて努めていただきたい。 いた住宅使用料については、 なお、例年、 収入未済額が発生して 後ほどご高覧い 様々な収 なお、 ま

実質赤字比率、 村財政の財務分析比率等におい 連結実質赤字比率、 て、 実

並びに未納処理の状況等、

また、歳出

たものについてはその理由、不納欠損 績、予算現額に比し、著しく増減のあっ に次の諸点に留意をしました。収入成

歳入の審査にあたっては、

特

られます。 数を見る限り極めて健全な財政と認め 質公債費比率、 将来負担比率に係る指

より、 きました。 な成果を挙げました。個々の実績につ 行われ、それぞれの分野において大き ます。平成30年度は各種事業が適切に いては各担当課から提出されている 「主要な施策の成果を説明する書類」に 次に歳出についての意見を申し上げ 相応の成果を確認することが

善を図ることを強く望みます。 等を見直し、仕事の進め方について改 対する改善が見られず、 ました。今後は日常の業務点検の体制 たされない残念な会計処理が確認され しかし、一部に前年度の指摘事項に 行政目的が果

政事情の中で収支の均衡に配慮し、予を抑制できたと思われます。厳しい財 算の目的に沿って引き続き効率的な執 に補正予算を編成すれば不用額の発生 理解できるものであるが、適切な時期 ついては、所管課による説明において 行に努めていただきたい。 各予算費目における不用額の状況に

ては、 特別会計の歳入・歳出決算審査の 審査の期間及び審査の方法につ 般会計と同様です。

て 業特別会計歳入歳出決算の認定につい 平成 30年度留寿都村国民健康保険事

額となっており、 果もあったが、依然として滞納額が多 しましたが、消滅時効が到来したもの した。本年度、不納欠損額が若干増加 課職員の徴収努力を窺うことができま 至ったものも相当数見受けられ、担当 出納閉鎖後において完納、一部納付に 滞納繰越分の圧縮に努められました。 現年課税分の収納に重点を置きながら 収に連携を取りながら努めていただき について処分を終えたためであります。 業特別会計歳入歳出決算書の諸計数に また、後志広域連合による徴収の成 国民健康保険税の徴収は、 正確で内容も適正であると 引き続き保険税の徴

重点事業として位置付け、 る節目検診の実施については、早期発 上に努めていただきたい。 に有効であると思われるので、今後も 本村の単独の事業として実施してい また、予防意識の向上 受診率の向

強く求める。

別会計歳入歳出決算の認定について」 「平成30年度留寿都村簡易水道事業特

指導を行うなど、 められましたが、 少させました。担当者の徴収努力が認 納対策に取り組み、前年と比較して減 水道使用料の収入未済額は、様々な収 不適正な収納管理が確認されました。 決算書の諸計数については、 完納に向けて努めて 引き続き適切な納付 一部で

ただきたい

なされるよう指導を徹底されることを ことがないよう会計単位の管理が十分 もに、今後同様の瑕疵が繰り返される べきことです。速やかに更正するとと るものと思われますが、極めて憂慮す 当事者意識の欠如による点検不足によ いで決算されてしまったものであり、 た。これは主管課において更正されな け間違いがあった旨の説明を受けまし 使用料を平成30年度分に収入した振分 使用料を令和元年度に、令和元年度分 下水道使用料に、また、平成30年度分 とから、許容の範囲と思われます。 持管理に係るものが主であり、 会計管理者より、 不測の事態への対応は必須であるこ 不用額の189万3千円は、 水道使用料を公共 事故等 施設維

計歳入歳出決算の認定について」 「平成30年度留寿都村診療事業特別会

ため、 傾注しながら努めていただきたい。 とともに、今後も経常的経費の圧縮に ますが、 機能は、 村民の医療や健康を守る機関としての 正確で内容も適正であると認めます。 計歳入歳出決算書の諸計数については 平成30年度留寿都村診療事業特別会 医療費の動向把握を充分に行う 果たされているものと思われ 安定した運営を維持していく

「平成30年度留寿都村介護サービス事

業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て

むものです 認めます。不用額29万6千円は、 定した制度運営と健全な財政運営を望 の範囲であると考えます。引き続き安 ついては、正確で内容も適正であると 業特別会計歳入歳出決算書の諸計数に 平成30年度留寿都村介護サービス事 許容

7 特別会計歳入歳出決算の認定につい 「平成30年度留寿都村公共下水道事業

千円は、施設管理に係るものが主であ 水道事業のところでも申し上げました り、不測の事態への対応は必須である 続き適切な納付指導を行うなど、完納 の徴収努力が認められましたが、 較して大きく減少させました。担当者 様々な収納対策に取り組み、 公共下水道使用料の収入未済額は、 なされるよう指導を徹底されることを ことがないよう会計単位の管理が十分 ことから許容の範囲と考えます。 に向けて努められたい。不用額8万6 不適正な収納管理が確認されました。 決算書の諸計数については、 同様の瑕疵が繰り返される 前年と比 一部で 簡易 引き

事業特別会計歳入歳出決算の認定につ 「平成30年度留寿都村後期高齢者医療

いて」

内容も適正であると認めます。 た制度運営と健全な財政運営を引き続 決算書の諸計数については、 安定し 正確で

ということについて、あらためてお願 き望むものです。 最後に、 納税者の意識を大切にする

収された公金であることを再認識する との意味が薄らぐのではないかと思い ということです。そうでなければ、我々 いうことを真剣に考えていただきたい 説明責任を果たさなければならないと こうした納税者の意識に対し、十分な いや使途に対する納税者の目は、 必要があると考えます。公金の取り扱 に裏付けられた「公権力」によって徴 す。非常に遺憾なことです。昨年も申 決算不認定になったにもかかわらずで した。それがために前年度は結果的に で、歳出においては、一部に前年度の 比較して成果が認められました。一方 の規定や趣旨に基づく、 監査委員が決算の審査をするというこ のことながら厳しいものがあり、 し上げましたが、 適正ともいえる会計処理が確認されま 指摘事項に対する改善が見られない不 な債権管理や徴収努力により、 歳入においては、 税金は、 「債権管理 担当者の適切 法律や条例 「条例」 当然 村は、

議員全員協議会

•「令和元年度留寿都村一般

9月12日

会計予算の補正」 ほか

主な協議内容 (質疑応答)

補正について」 「令和元年度留寿都村 一般会計予算の

(岩田議員

なかったのは何故だと思いますか。 00万円の減額について、事業者がい 「留寿都村社宅建設事業補助金」の8

(浦城企画観光課長)

い判断があったと聞いています。もう 援もあり、 な財団から外国人就労者を導入する支 2件の問い合わせがあり、一つは別 用地の適地が探せなかったこ 留寿都村の補助金を用いな

課長などで構成されます。 議のことで、議員のほか村長や担当 出される議案の審査などを行う会 議員全員協議会とは、 事前に議会に

思っています。 いうのは行政の捌きとしては難しいと方に斡旋までして確実性を持たせると 複数の方が申し入れをしたときに片 参考意見として承りた

(玉手議員

えですか。 地元の人を配置して対応するという考 校機械警備業務委託」は、地元の会社、 債務負担行為の「留寿都小中高等学

(佐々木教育次長)

いとこのような業務ができないという に行けるところに事業所を持っていな 式です。法律の制約があり何分以内か 役場庁舎、子どもセンターと同じ方 とから断念したと聞いています。

(岩田議員)

村は用地の斡旋はしなかったのです

(浦城企画観光課長

ません。 ていません。要望がなければ斡旋はし 村の土地が欲しいという要望は伺っ

(岩田議員

いとこういう不用額が出てきます。 何も発信しないと事業者は分からな もう少し前向きにやってもらわな

(場谷村長

(岩田議員)

ら膨大な金額になるのではないですか また別に頼むのですか。別々にやった これは教育委員会だけで、 他の課は

場谷村長

させていただくと考えています。 は教育分野ということでそちらを進め 考えていますが、今のところのニーズ 効率的にやるには一括でやるべきと

れないのですか。 現在いる方を活用することは考えら

規定があり、できるのがニセコに事業 られますのでそちらに委託します。 所を持っている倶知安町の事業者に限

(岩田議員)

か。 新規に人員を確保するための委託です 支援業務委託」の92万4千円、これは 教育費の 「地域おこし協力隊員任用

(佐々木教育次長

(佐々木教育次長)

定です。 えで、企画観光課が交渉したときと同 じやり方で、業務を受ける業者がおり 置される制度になっています。そのう まして、そこに募集業務を委託する予 一町村当たり200万円まで財源措

と考えています。 動も視野に入れながら探していきたい の事務局だけではなく、それ以外の活 学習支援なども含めて学校運営協議会 付税措置がありますので財政的にも有 域おこし協力隊を募集しよう、特別交 ている方々との話のうえで、新たに地 診をしていないのですが、状況を知っ 利ですし、また、課題として放課後の と検討の対象としていました。直接打 の中にもできる人がいるのではないか とで検討しています。今いる協力隊員 学校運営協議会に人が必要というこ

佐藤議員

るのも遅かったし、どうしてこんなこ れて危ないと言っていた割には撤去す 中としてもいい状態ではないです。 その場所で遊んでいました。修繕の涂 のまま放置されていて、子どもたちも 分かりませんけれど、お祭りの時にそ だと思いますが工期がいつまでなのか とになっているのか。 赤い靴公園の柵が壊れて、今工事

(場谷村長)

られると思っていますが、起業化する らないので確定的なことはお話しでき ないことをご了承願います。 か、そういうことを見定めなければな 現在の方々を含めた人材活用は考え

(浦城企画観光課長)

かったと反省しています。何っていますが、進め方がうまくなともあり、工期内には終了できるとが、境界の位置がずれていたというこが、境界の位置がずれていたというこ

(岩田議員)

ものじゃない。 雪が降る前までにできればいいという長いというはどんなものでしょうか。 あのくらいの工事で工期がこんなに

(浦城企画観光課長)

準備、設置まで含めて平均60日くら準備、設置まで含めて平均60日くらかざりぎりまで伸びてしまったというがぎりぎりまで伸びてしまったというがぎりぎりまで伸びてしまったというがぎりがですが、それがでいる。

(佐藤議員)

した。 時間が掛かっていたのかと思っていま 日樺の擬木のようなもので囲むのに

(浦城企画観光課長)

鉄柵で終了となります。

(岩田議員)

はないですか。 るから8月16日に臨時会を開いたのでないように見えるのですが、急を要すかいように見えるのですが、急を要するからの補修ですが、事業が進んでい

(暮地総務課長

緊急に臨時会を設け予算を組ませていただきました。その後、速やかに契約をして打ち合わせを数回したのですが、施工が高強度のコンクリートといるのですが業者の都合もあり、早めにお願いしたいと言っているのですが業者の都合もあり、すごい音が出て、業務に支障が生じたものですが出て、業務に支障が生じたものですが出て、業務に支障が生じたものですが出て、業務に支障が生じたものですが出て、業務に支障があり、すごい音が出て、業務に支障が生じたものですが出て、業務に支障が生じたものですが出て、業務に支障が生じたものですが出て、業務に支障があり、すごとは、まず、

(岩田議員)

なるべく早くやってください。 以上の地震が来た場合には危険です。 半分しかないのです。この間に震度5

(報告)| 安厚生病院の改築整備計画について「北海道厚生農業協同組合連合会倶知

(浪越議員)

ていますが会議などで出ていませんか村でも言っているのではないかと思っ村立の診療所を持っているし、倶知安とを強く言っていただきたい。我々はいなもの。倶知安に頑張ってもらうこいなもの。倶知安に頑張ってもらうこ

(場谷村長)

意見は十分りたいと思います。厚意見は十分りたいと思います。厚まないです。今の話についても私も発言ないです。今の話についても私も発言ないです。今の話についても私も発言ないです。今の話についても私も発言ないです。今の話についても私も発言ないです。今の話についても私も発言ないです。今の話についても私も発言ないです。今の話についても私も発言ないです。今の話についても私も発言ないです。

「公共下水道の接続について(報告)」

(場谷村長)

懸念されるところです。このような状 条例改正が必要であること、それから がここ1年の流れです。料金設定には 提出がないまま時間が経過しているの この提示額の積算根拠を求めているが ら接続の条件として漸く下水道の料金 ているところであり、現在、事業者か 村としては何回となく接続等を要請し 後は改善が進んでいない現状であり、 社宅と寮の24戸ですが、リゾートエリ 検査院の実地調査で指摘され、 事業者の接続がないと、平成23年会計 たものの、平成16年の供用開始以降、 リゾートあっての事業として整備され づく特定環境保全公共下水道であり、 したとしても接続が担保されるか大変 仮に希望通りの低額設定の条例改正を 定額設定の要望が出されてきました。 ア全体の4%が接続しています。その 本村の公共下水道は、下水道法に基 その後

(*1)を策定中です。今後、長期間(*1)を策定中です。今後、長期間にわたる整備更新が必要となって、それに伴う膨大な予算が要すると想定されに伴う膨大な予算が要すると想定されに伴う膨大な予算があると想定されます。会計検査院からの改善指導のないことはもとより、過疎債等の有利ないことはもとより、過疎債等の有利な借り入れも認められないのでないかな借り入れも認められないのでないかな借しています。このことから一日でも関しています。このことから一日でも関しています。

なお、温泉大浴場あるいは建設中のコンドミニアムは、公共下水道の処理 コンドミニアムは、公共下水道の処理 を催促の電話をいただいているのは、財務局からその後どうなっているのは、財務局からその後どうなっているので、と催促の電話をいただいているので、と催促の電話をいただいているので、大変なこととを最優先しなければ、この周辺地域に国の支援も得られないた変なことになると思っていただきたい。その方向で提案させていただきたい。

ていくもの。」

「いくもの。」

【議員通告協議事項】

件やその他重要施策等について協議又議員全員協議会は、議会提出予定案

況の中で昨年度、今年度の2か年で下

は調整するために開かれる会議であり、
その機会を有効に活用して有意義な会
その機会を有効に活用して有意義な会
外にも、協議会開催の2日前までに議
員からの協議の申し入れを受け付ける
こととしています。玉手議員、佐藤議
員から次の2件について協議の申し入れがありました。

「加森観光からの要請対応について」

ジェットコースター移設計画につい入湯施設再開への支援について

•

玉手議員)

一点目の入湯施設再開への支援についてですが、議会に支援要請が来たのはそれ以前から相当数協議をしているはそれ以前から相当数協議をしているはそれ以前から相当数協議をしているはぞがないため4月末に、再度、議長回答がないため4月末に、再度、議長のかの回答をしているのか進展があるのか、お聞かせください。

(浦城企画観光課長)

現在は、掛かる経費について資料を求 どの程度の収入規模になるか財源とな 制度設計していく予定としています。 めているところです。それに合わせて を検討していきたいと思っています。 みなどを勘案し、新年度予算での対応 検討したいと思っています。収入見込 の収入規模に注視しており、その用途 る入湯税が目的税であることから、そ とは認識しています。支援については 発展に大いに貢献できる施設であるこ であり、 留寿都村の付加価値を高める観光施設 に合わせた制度設計及び事業規模など るすつ温泉ことぶきの湯については 入湯税が徴収でき留寿都村の

(玉手議員)

明すればいいと思います。
ののですのでは、それを先方に説のですのですのででで、まずでで、まずにでいるが、なれななないででで、では、ないとするならば、それを先方に説が、ないとするないでは、これが、といいます。

(浦城企画観光課長)

ています。 先方には新年度の対応と事前に伝え

(玉手議員

ると思います。収入の半分以上支援し湯税をはじめ、多大な貢献が見込まれ者側からの判断になりますけれど、入経費が掛かると思います。それは事業温泉提供するうえでは、当然莫大な

てどのように考えていますか。と思っています。村長はこの件についても村にとっては非常に大きいものだ

(場谷村長)

当初は、6千万円か7千万円の入湯当初は、6千万円か7千万円の入湯があるので支援をという話があったできる金額も定められない。目的税のですが、やはり実績を見ないとそれできる金額も定められない。目的税のですが、やはり実績を見ないとということは誤解かと思っています。事業者でとは誤解かと思っていますが、直接的的に基づいたもので活用して、それがあに基づいたもので活用して、それがもに基づいたもので活用して、それがもに基づいたもので活用して、それがもに基づいたもので活用していると思います。

(玉手議員)

があって幾度も協議して、その後事業者に指導して是正され、その後、問題なく半年間ちゃんと収めてその後休止なく半年間ちゃんと収めてその後休止があって幾度も協議して、その後事業があって幾度も協議して、その後事業があって幾度も協議して、その後事業があって幾度を協議して、その後事業があって幾度を協議して、その後事業があって

(場谷村長)

ていました。のかを見定めなければならないと考え立てられないので、年間どれくらいなう質を組む場合にも見込みだけでは

(玉手議員)

のですか。 支援するという簡単な話にはならない 観光振興のために入湯税収の半分を

佐藤議員)

ジだったのではないですか。
村から回答が来ていないというイメーだから7月にも議長のところにも来るがから7月にも議長のところにも来るがからではないだろうか。

(玉手議員)

告してください。
思います。この件については改めて報さい。村にとって非常に良いことだともしっかり誠意を持って対応してくだもしっかり誠意を持って対応してくだもしっかり言いである。

(坂庭議員)

います。そこを改善してください。してすべきで、それが遅れていると思ういう話がありますと情報を議会に対か、村として決断していなくても、こ事業者がどういう要請に来ているの事業者がどういう要請に来ているの

(玉手議員)

拒否し、村長への説明が必要だから資申請に必要な事前協議簿へのサインを受けていたにもかかわらず、開発行為受けていたにもかかわらず、開発行為の移設計画が中止になったと聞か森観光が進めていたジェットコー

は正当な弁明ができますか。 料を提出してほしい、説明の必要がないなった、やっぱり必要だと二転三転後、担当課が変わったそうですが、事前協議に入る前に、2か月以上も掛けなければ協議に応じられないのですか。一連の対応を見ると、そもそも協議に応じる姿勢ではないように思えます。 応じる姿勢ではないように思えます。 中象も受けます。担当した職員の方々の象も受けます。担当した職員の方々は正当な弁明ができますか。

(浦城企画観光課長)

この際サインを求められましたが資料 ており、その際、 平成31年3月に改めて伐採届が出され いての全体の説明ができるように要望 した。6月14日に不足している書類に の不足などにより不受理ということで 員会、羊蹄山ろく留寿都消防支署等、 ました。その後5月31日ですが教育委 について照会がありましたので回答し 他の開発行為に関する許可権者、 あったところです。本年4月11日に改 拡幅などの計画は白紙ということで、 しています。7月上旬に、窓口を企画 景観に関する打ち合わせということで 建設課、住民福祉課において河川法、 ます。 6月3日、 事前協議に係る打ち合わせに入ってい が提出されています。 平成30年6月に加森観光から伐採届 国土開発計画法に基づく届出や 計画スケジュールにつ 4日と連続して農林 遊園地敷地と記述が ただし、遊園地

とです。とです。

(場谷村長

この事業は森林法の開発行為の問題、河川法の問題、埋蔵文化財の問題、河川法の問題、埋蔵文化財の問題、対の意見を求めるもの、様々な法律に関わる問題だと思っています。事前協議でサインをといっても簡単にできる問題もありますけど、いろいろ検討しなければならない問題がある。これは事前協議の前の話ですからいろいろ検討しなければならない問題がある。これな条件があったことをご理解いただきな条件があったことをご理解いただきたい。

(玉手議員

ようです。村はそんなにハードルが高くか月以上もたっての話であっていない。としても課税客体を失ったことは非常としても課税客体を失ったことは非常とは分からないですけど、消防とか教に残念なことだと思います。難しいことは分からないですけど、光方はそう取っていない。事前協議の前の打ち合わせという解

遅れると言うこともできたはずです。れまでに資料を出さなかったら工期がから着工するか分かると思います。相から着工するか分かると思います。相から着工するか分かると思います。相いのですかね。最初に資料を提出し

(場谷村長)

許認可というのは事業者の希望通り いのスパンでチェックして進めるといいのスパンでチェックして進めるといめない場合もあり で1年ぐらいかかってきた、それぐら で1年ぐらいかかってきた、それぐら がのスパンでチェックして進めるとい があるといかない場合もあり

本手議員)

村長が知ったのは7月上旬という話がですか。

場谷村長)

いませんでした。いいか悪いかご指摘にあるかと思いますが見ていませんでした。いいか悪いかご指摘たことはあります。全体の計画は見ていませんでした。いいか悪いかご指摘がまかではないですけど、開発

(玉手議員)

先方は協議してサインが欲しいとた方が判断できないからと村長に直接た方が判断できないからと村長に直接をの人が説明してくださいと、大変失礼だと思います。村長と話をするならそれなりの人が説明してくださいと、大変失礼がと思います。村長と話をするのはそれなにハードルが高いのですか。

(場谷村長)

るものはある程度集約してまとめて申 ういうものだと、偉い人で全部〇Kと 今回それがなかったものですから、あ やはり事業者として法律関係で関係す いうことにはならないと思うのです。 応は別として、開発行為というのはそ の場として設定するのが、その時の対 度見えてこない限りはやはり事前協議 話であると思います。全体像がある程 それにすぐにというのもかなり性急な し入れしてくるというのが大切かと、 て今年の3月時点で突然持ってきて、 者が去年の6月時点で何も計画がなく るのが大前提だったと思います。 やはりお互いの話し合いの場を設け 事業

うに努めていきたい。
をするというのがうちの対応でした。
たかもしれませんし、私も聞き逃して
たかもしれませんし、私も聞き逃して
たがもしれませんし、私も聞き逃して

(松井議長)

てやりたいと思っています。 本的に民法では所有権絶対の原則で、 法性がなければ認めてやらなければな らないんだ。その辺のすり合わせが若 千柱撰になったのかと。一日も早く加 千柱撰になったのかと。一日も早く加 で観光の幹部ともう一度協議してス マートな形で応援できるものは応援し てやりたいと思っています。

(場谷村長)

要だと思います。
所有権が絶対だからそのとおりにな
あるとは絶対ありません。個別法で制
ることは絶対ありません。個別法で制
によって簡単にサインできないものが
によって簡単にサインできないものが
のるということをご理解願いたいと思
いますし、何よりも協議の場が一番必
のるということをご理解願いたいといけない
はいますし、何よりも協議の場が一番必
のとおりにな

(長尾議員

ではすでに加森観光では事前協議にが村の認識であって、玉手議員のお話事前協議の前の段階だったというの

当者の責任を追及しているのではなく あってそうなっていると思いますが、 助金か何かで還元してもらえるのでは たいという要望を申し上げたいと思い うな仕組みを早い時期に作ってもらい もそうですけれど向き合っていけるよ り加森さんときちんと、他の事業者と ると思うので、村長の責任としてやは めにもどうしたらいいかと話されてい ことになるのですから。玉手議員は担 いかないと最終的には住民が迷惑する 風通しよく話をしていく方向で進めて いるのじゃないか。いろいろな事情が いう同じ土俵で話をすることが欠けて ないところを見ると、圧倒的に協議と ことについても全然話がかみ合ってい 対応のために制度設計を考えるという ませんし、もう一つには新年度からの ないかとの認識を持っているかもしれ ものに使っていくのか。加森さんは補 つと、入湯税も使途も含めてどういう に全くかみ合っていないというのが 入っていると、そういう認識が基本的 同じような過ちを繰り返さないた

(玉手議員)

です。
です。
そのとおりなんです。一つ一つ対応してきた行動が、本当に正しいのか、
間違っていなかったのかということを
間違っていなかったのかということを

加森観光から中止の判断となった内

示をしていますか。部署にそのあとの処理などについて指村はどう対応していますか。関係したつ届いていましたか。それをもらって容の文書が来ていると思いますが、い

(浦城企画観光課長)

8月5日に担当からのメールではなく、転送メールできていました。課のけになっていまして、他の迷惑メールけになっていまして、他の迷惑メールけになっていまして、他の迷惑メールのほうに入っていました。今、関係各のほうに入っていました。今、関係各のほうに入っていました。中、関係各のほうに入っていました。東のまとめている最中です。文書として、転送メールの日付の正確さなど、対応を含めて検証し精査している状況です。

(玉手議員)

聞くところによると、浦城課長は、 情故中止になったのかという内容報告 書をお盆明けに確認したというのは業 書をお盆明けに確認したというのは業 務怠慢じゃないですか。非常に杜撰な 対応と感じるのです。教育委員会とか は申請する書類を提出しているのに、 中止になったことをいち早く報告する 義務があると思うのです。それを怠っ ていたということは非常に問題だと思 うのです。今、時系列で整理している といいましたが、いついつ対応したと いう記録というのは常に残しておくべ という記録というのは常に残しておくべ

当した方、問題ないと思いますか。
める必要もないし、中止になった内容の文書が来た時点ですぐに確認して、
ここおかしい、こういう回答していませんと言えばいいはずです。文書を見ると非常に杜撰な対応していると思います。先ほど村長がいろいろ段階を踏まないと協議に入れないと言いましたが、誰が見てもすごく杜撰な対応を担める必要もないし、中止になった内容の改善が、間題ないと思いますか。

(松下住民福祉課長)

住民福祉課は墓地が隣地であったたというのはあります。

(玉手議員)

経ってしまっているという状態です。違う、曖昧な状態で話をして数か月ろな担当がいて、これは担当、これは本当の窓口は誰なんですか。いろい

(場谷村長)

れの窓口で対応した。 締めです。村がそれに基づいてそれぞい。

(玉手議員)

出すことができないと再三言っていた協議簿にサインがなければ申請書を

そうしたらいつ進む話になるのですか。ら協議に応じますということですが、でも申請書は出してください。それかにもかかわらず、サインはできない、

(場谷村長)

を出したわけです。8月7日か5日か。ですから全体計画を作るために案内

(玉手議員)

中止の判断をした後です

場谷村長)

ません。せんでしたし、そういう認識はしていはないので、中止したとも聞いていまー止のメールが公文書で来たわけで

(佐々木教育次長)

があり、 進達しています。その翌日に道教委か 5月31日ですが、書類が来たのは6月 文書を見まして、 日に教育局から回答を受けています。 ら加森観光に回答がされている旨 11日です。準備していたので13日には で担当係長が対応しています。相談は す。埋蔵文化財保護のための事前協議 盆過ぎと言っていましたが、8月22日 なくて、そして探して出てきたのがお 長に話しましたが、 にどうして情報が来ないのかと総務課 8月21日に玉手議員が言われていた 教育委員会もこの件について関わ 5月31日に相談を受けていま 私も関与しているの 総務課長も見てい 17

います。を入れて協議してもらったらと思ってを入れて協議してもらったらと思ってれていたのですが、教育委員会や消防ではないかと思います。そもそも外さ

(玉手議員)

相手と向き合うことだと思います。今 しいだけなんです。 られるよう、前向きな行動をとってほ を洗いざらい出して今後の対策に向け それで問題があるのであれば、問題点 かったし、それぞれ担当した方にもう で対応に問題がなかったか確認した いるわけではないし、業務をするうえ かに責任を取ってもらいたいと話して 要請が来るかもしれませんが、私は誰 あると思います。住民からも何らかの 後、加森観光以外の企業からも要請が 寧に説明することも必要です。丁寧に あったとしたら、その点についても丁 きだと思います。 聞きますが、必要な時間が掛かる場合 観光は突然、 持って対応すべきであるし、特に加森 計画もどちらのケースもスピード感を 度振り返ってみてほしかったのです。 温泉施設の支援要請も遊器具の移設 事前に標準処理期間の説明もすべ 要請に来ることも多いと 仮に相手に落ち度が

てあげてください。忙しくて面倒かもに来ているのですから、親切に指導しせん。相手も未熟な部分もあって相談よく分からないものもあるかもしれま談の中には、皆さんから見て、内容の談の中には、皆さんから見て、内容の

か分からない不安なのですけれど深刻

しれませんけれど、真剣に向き合っていれば相手も納得すると思います。それとしっかり記録に残すことは大事です。記録を残さないで対応したことをす。記録を残さないで対応したことをうしてさすがだなと村民からもまかからも言われるような仕事をしてきらってと思います。

「国道230号の排雪について」

(佐藤議員)

道の排雪は国が行うべきで、開発局 験を聞いています。女性や高齢者にし 客と会い、不安な思いをしたという経 益が高い観光の村でありながら、 が当たり前になっては困るのです。 道に重ねて要請すべきで、現在の状況 めると述べていましたが、基本は国や 対応を要請する、更に危険度を勘案し 除排雪の実施は随時国及び道に迅速な 政執行方針においては、国道、 最近の情報を教えていただきたい。 の要望はどのように行っているのか、 上は村の予算で実施していますが、 発局の予算の関係で2回程度、それ以 道と車道との雪壁の間で見知らぬ観光 沿いの商店や民家が雪に埋もれて、 村には流雪溝がなく、また冬の観光収 て商工会との連携で除排雪の強化に努 よる交通事故等を心配しています。 毎年、国道230号の排雪の遅れ 、道道の 国道 本 村 玉 歩 開 に

> 組はあるのかお尋ねします。 組として、要望書の提出先、時期、回 をれと後志総合開発期成会としての取 をれと後志総合開発期成会としての取 を加と後志総合開発期成会としての取 を加として、要望書の提出先、時期、回

(場谷村長)

議員と全く思いは同じです。これ

は、 しています。 面からも除排雪のほかに草刈の要請を リゾートエリアの景観保全、交通安全 時に要請しています。期成会としては 国会議員等に対しては、移動政調会の 外には所長とか課長の着任の挨拶に来 2月の排雪の要請もしました。 それ以 4日か8日 をしました。そして年明けの10日に20 20日から排雪していただいたので、 の排雪について要請しています。12月 昨シーズンの場合は、12月8日に年前 少しは効果があったかと思っています。 くしており、 しています。 はしたことがありません。 中心に要請しています。文書での要請 なければならないと思っています。 た時には、 日前後の排雪の要請をしました。2月 日にお礼と、 で機会あるごとに倶知安開発事務所を 書面で要請することも考えていか いの一番に要請しています。 年明けの排雪時期の相談 定着してきましたけれど 年明け前の排雪要望は強 今後どうするかについて 両方かもしれませんが、 口頭で要請 26

(佐藤議員)

すが、きちんと要望書を出して受付を してもらって、 は文書で提出しているのですね。 いしたいということと、移動政調会に 口頭でお願いしているということで スムーズな排雪をお願

(場谷村長

230号の拡幅、 うですが絞り込んで、うちの場合は、 は口頭でしているのが正直な実態です。 題は文書で要請していますが、除排雪 移動政調会の場合は、どこの町村もそ 期成会の要望は文書で出しています。 交通事故の対応の問

(佐藤議員

商工会がやるのが当たり前ではないと ではなく、2回が当たり前ではなく、 いので、常に機会をとらえて要望して いと思います。 いう認識で要請活動をしていただきた いただきたい。雪があるのが当たり前 は予算を付けてもらわなければならな スムーズな排雪をしてもらうために

議員全員協議会 一部を改正す 律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例につ いて」 ほか

を改正する法律の施行に伴う関係条例 主な協議内容 地方公務員法及び地方自治法の一部 (質疑応答)

移行することになったもの。 化が図られ、 厳格化と臨時的任用の任用基準の限定 *特別職非常勤職員の任用についての 会計年度任用職員制度に

(佐藤議員)

ればいいと思います。 運用することで民間企業の底上げにな が必要ではないか。このような制度を 給料をある程度確保してあげる配慮

(長尾議員

間を設けているわけですが、臨時職員 定年、そして数年間の再任用という期 ことはいいことだと思います。職員は 臨時職員が一般職員に身分が近づく

10月23日

じさせた当該職員に対する処分と今後 る申告特例申請」の事務処理ミスを生 応の総括について(報告)」 *「ふるさと納税寄附金税額控除に係 「ふるさと納税事務処理ミスに係る対

(坂庭議員

の改善策について説明するもの。

とは遺憾です。 の信頼関係です。今回問題があったこ ように対応していただきたい。 ふるさと納税は自治体に対する国民 今後、ミスが起きない

の整理に関する条例について」

(浪越議員

思ったが、これで終わりですか。 しているが、今回何か説明があると 分をする、自分にも処分をすると答弁 6月の定例会の時に村長は職員の処

(場谷村長)

りません。 を長く見て対応することに変わりはあ 分なりの処分はしたい。もう少し期間 答弁のとおり、 長いスパンの中で自

「留寿都村総合戦略に係る平成30年度

の達成状況について(報告)」

(暮地総務課長)

(岩田議員)

の取り扱いはどうなるの

はいけないことになっておりますので、 基本的には制限は設けません。 雇用対策法により年齢制限は設けて

くなった。何故、

日本人の人口が減っ

人口が減少しています。外国人は多

ていったと思いますか。

(浦城企画観光課長

分析はできない。 自然増減、 社会増減があり、 様に

(岩田議員

今後、住宅問題についてもう少し真剣 に考えてください。 住むところがないから人口が減る。

(玉手議員)

も住む場所がない、これが大きな原因 とで留寿都に住みたいという人がいて 住宅不足は以前から言われているこ

(浪越議員)

あったのか。 人口問題対策会議ではどんな意見が

(浦城企画観光課長

きという話も出ていました。 生が出てしまって、戻ってくる場所が ないということも今後検討していくべ 住宅環境については出ています。

状況について(報告)」 第6次留寿都村総合計画に係る進捗

(浪越議員)

(浦城企画観光課長)

す。 ており、標準ではないかと思っていま 前回のアンケート結果も40%を切っ

信(仮称)留寿都風力発電事業に係る環

(玉手議員)

のですか。のですか。

(場谷村長)

と思います。と思います。と思います。と思います。と思います。とのは、東門的な高次な知ります。そのは、「大阪ので、「大阪のでで地元意見として細大漏らさず提案中で地元意見として細大漏らさず提案を表して、反映されている部分があろうかと思います。

(玉手議員)

言ったら、不安に感じます。住民説明に対して丁寧な対応ができているかとと思います。不安や問題とされることと民に十分納得できる説明が必要だ

きたい。 またい。 会が、17か所で開催されますが、細かく地区分けをする意図がよく分からないです。住民からも言われているのでいです。住民からも言われているのでなを開催するような方式としか思えな会を開催するような方式としか思えなきを開催するようた方に言っていただ

(浦城企画観光課長)

と回答が来ております。 0 距離での説明が可能で、 れらのご意見に応えるためにより近い との意見をいただくことがあった。こ ことから、意見を言う雰囲気ではない な時間を確保することができなかった 数が訪れたことにより質疑応答に十分 で動員した事実があり、想定以上の人 た。過去の説明会で一企業が大型バス ため、地区を分けて開催することにし しています。きめ細やかな説明を行う 説明会の要望をインベナジー社に伝達 ところです。ついては、全体での住民 開催とし、全体では開催しない予定 時間を確保できるよう地区を分けて 村のホームページにも要望があった かつ質疑応答

(玉手議員)

くれと村からも要望してください。ので、最後に全体説明会を是非やって地区の日程に合わない人もいると思う

(坂庭議員

に申し入れをすべきだと思います。ので、そのあたりも踏まえながら企業ので、そのあたりも踏まえながら企業は分けるほど参加しにくくなる。村だば分けるほど参加しにくくなる。村だば分けるほど参加しにくくなる。村だ

(岩田議員)

を先にやると一定の反対者しか来ない。全体会議を持てばいいだけです。全体めに意見を聞くべきだと思います。めに意見を聞くべきだと思います。

(場谷村長)

うことはお伝えさせていただきます。議会からそういう意見があったとい

方が成状況と今後の対応について(報が応状況と今後の対応について(報「加森観光株式会社からの要請に係る

*9月12日の議員全員協議会で議員かの対応状況について精査して報告するとしていたもの。これまでの経過説のとしていたもの。これまでの経過説の対応状況について精査して報告するとしていたもの議員全員協議会で議員か

(松井議長)

原因を精査していく必要がある。のかを解明していかなければならない。問題は中止に至ったその原因は何な

場谷村長)

題がある。 判断するかということになるという問 ましてやこの事業が火葬場の近くに 量でどうなるかという大きな問題です。 わけです。そうすると最初から道の裁 0 0 0 m² 書かない伐採届9、000㎡、次年度 ところが加森さんの場合は去年用途も 律をクリアしないと絶対許可されない。 行為に該当することになったので、 あったのは後で気が付いたことですが で協議の場を設けてほしい。 あって、法的にではなく、住民がどう に用地として6、000㎡で、10、 森林法の開発行為が都市計画法の開発 2回キャンセルされましたが、 を超えると窓口が道になる 問題が 法

で、是非、先方に伝えて解決したい。全部聞いておきたいと思っていますの役場の権限でやれるものであれば、

(玉手議員)

以前、協議事項として申し入れしたとき、通告してから3日はあったと思いますが、それまでに中止の判断の外の記録を残していなかったからできなかったのでしょう。 そのことが問題だと思います。何故、今日まで時間の対していなかったのでしょう。 そのことが問題だと思います。何故、今日まで時間が掛かったのか。

(浦城企画観光課長)

文書としての記録があまり残ってい

す。 書いているとおりの対応となっていました教育委員会、消防、それ以外は、 した教育委員会、消防、それ以外は、 日までは、残っている資料はほとんど なかったというのが実態です。6月14

(玉手議員)

いということですね。に至った判断の内容メールと相違はなくれたものと、加森側からの計画中止くれたものと、加森側からの計画中止

(浦城企画観光課長)

ほぼ相違ないと思います。

(玉手議員)

を されで、それぞれ担当した課は全く とれで、それぞれ担当した課は全に おり組んでいただくのであれば、非を認めて いただいて今後どのようにこういった いただいて今後どのようにこういった いただいて今後どのようにこういった あり組んでいただくのであれば、非を認めて おし非があるのであれば、非を認めて おとばなかったのか。村長は特に問題はないことがです。

(齊藤農林建設課長)

ところは、進めていますし、分からなもしれないですけれど、自分の関わると先方からは対応が悪いと思われるかに引き継ぎをしています。もしかするとがある。国土法の関係は企画観光課でいます。国土法の関係は企画観光課

で一緒に相談はしています。いところはそれぞれの担当に引き継

(玉手議員)

と。どこが窓口なんですか。 農林建設課としては特に問題はない

(場谷村長)

窓口は都市計画法に関係する開発行窓口は都市計画法に関係する開発行

亚手議員)

すか。
でートな対処、報告はされているのでをして、それに対して加森側に何かスを力で、それに対して加森側に何かスを方からのメールの内容を今回、精

(浦城企画観光課長)

今まで、加森観光の事業について全 本計画や中長期計画など不明な点が多 大きな事業計画の場合は、課での判断 が難しいケースも想定されます。現在、 が難しいケースも想定されます。現在、 が難しいケースも想定されます。現在、 では では では では では では では でいただき、そして会議もトップ会談、 を課長と加森観光の幹部レベルでの会 を課長と加森観光の幹部レベルでの会 でいただき、その前段である打ち合わせ を講、また、その前段である打ち合わせ

> 定は こので、会議の在り方は、もう少し検 では関係企業との守秘義務、そして社 では関係企業との守秘義務、そして社 でで、会議の在り方は、もう少し検 させてくださいと回答があったとこ ろです。今後、開発計画を教えていた だけるのであれば、事前の事務手続き だけるのであれば、事前の事務手続き が、窓口での対応が必要だと分かれば、 準備して対応することが可能ですので、 をう進めていきたいと思っています。 概ね、合

(玉手議員)

本当に進めていただきたいと思います。占冠村は率先してトマムリゾートはプロはプロとと定期的に意見交換を行っているといる。事業して最善の努力をしている。役所にしかできないことがある。事業して最善の努力をしている。役所にはかできないことがある。事業とと言っています。そのとおりだと思います。そのように発展しないと思いはプロととお互いに発展しないと思うにといるといるといる。

(場谷村長)

加森はスピーディな経済界、経済団体の企業で物事がかなり早いと思うのスケジュールを事前に把握していれび対応できる。是非、そういう場、大ば対応できる。是非、そういう場、大ば対応できる。是非、そういと思う。

について(報告)」「公共下水道に係る新聞報道等の対応

(場谷村長

10月9日に新聞に下水道について記載されてしまい、記事が誤解を招くよいて関心を示していました。何回とないて関心を示していました。何回とないて関心を示していました。何回とないな材を受けて、私としてはある程度く取材を受けて、私としてはある程度く取材を受けて、私としてはある程度はしいと要請していたところです。

新聞報道の前の日こらな材があって

新聞報道の前の日こらな材があって

新聞報道の前の日こらな材があって

光から回答が得られなければ、 として村独自の数値を提案するのも の根拠資料も提出してほしい。加森観 が説明できないままでは困るので、そ 村として施設の状況等も含めて料金設 するという意味合いで言ったわけです。 すけれど、今までの料金から低く設定 記事は料金を値下げすると書いていま 者も誤解されている書きぶりでした。 私のコメントが出されたのですが、記 希望する額の通りやるとすれば、 いう条例を議会に出すとして、加森が て、今後接続する方向で前向きに検討 まま平行線になっていることを確認し ので、それらについて報告を求めてい 続範囲を把握しておく必要があります 定の根拠となる計画的な接続時期、 しましょうという議論の中で低額制と たけれど、提出できないという回答の 新聞報道の前の日にも取材があって

報告申し上げたい。

(玉手議員)

聞いてよく分かりました。報道で疑問を持っていたのです。話をこの間、報告を受けたすぐ後の新聞

【議員通告協議事項】

者)に対する支援について」「新規就農者を含む新規事業者(起業

(佐藤議員)

村内で新規に農業を始める方に対すしたい。

大方申請されていると思います。しかおり、国からの給付金事業があって、29年度に新規就農があったと認識して農業については平成26年度、28年度、

(齊藤農林建設課長)

す。 業内容を考えていきたいと考えていま し、他町村との意見交換を行って、 協などと「担い手推進協議会」で協議 いますが、農業改良普及センターや農 体制を整えていく必要があると考えて たいといった希望があれば受け入れる ています。村としても本村で営農され 就農者についても一般の農業者と同様 ただいているところです。また、新規 次世代人材保守事業」を活用させてい ていませんが、国の事業である「農業 みを限定とした支援事業は現在実施し に村単独の補助金を活用していただい 村の単独事業としては新規就農者の 事

(浦城企画観光課長

目指しているので、令和2年度の事業おこし協力隊については2名が起業をていないと聞いています。但し、地域新規起業をしたいという相談は受け

した支援で、地方交付税措置があるもした支援で、地方交付税措置があるもした支援でをしています。また、中小企業の支援策を補助事業として実施する予定をしています。また、中小企業の支援をしています。また、中小企業の支援をの対象者の拡充などソフト面で検査の制限など、規則の中で決めているので、できるだけ間口を広げていけれので、できるだけ間口を広げていけれので、できるだけ間口を広げていければと思っています。

佐藤議員)

うのです。是非とも新年度の予算を作 思って真剣にやっている人を支援して だけに限らず、 た役所として無理のない政策を考えて かと、そういう人たちの気持ちを考え 助金として、真剣にやろうとしている しれないけれど、10万でも20万でも補 商工業も設備資金を借りればいいかも いかなければならないと思うのです。 しいかもしれないけれど、やりたいと ているから、新規就農者に対しては厳 てています。うちの農業がしっかりし て、喫緊の課題として支援する策を立 近隣町村では後継者が少なくなってき のはまだ考えていないとのことですね いるので検討してほしいと思います。 るこの時期しかないと思って、話して 全体として住まいの確保は必要だと思 ほしいと思います。農業の施設の資金 人を助けていくことは必要じゃないの 新規就農者に関しては、村独自のも 住むところや倉庫、 村

(場谷村長)

うに思っています。きちんと考えてい うも村営住宅に対するニーズが多いよ いで詰めていくのが役場としてのやり がりのある問題ではないかと思ってい かないと成就していかない、 けれど、どういう需要があるのか。ど 住まいについて需要があると言います 換をさせていただいている現状です。 ならないと思っています。例年意見交 そこを拠点にして進めていかなければ 方と基本的には思っています。 て真剣に考えている組織体ですから、 農業については、 経済であれば商工会との話し合 後継者問題も含め 大きな広

(佐藤議員)

はいます。今、住宅を求めている農業者います。今、住宅を求めている農業者事業として起こせなかった原因だと思それが今までのやり方で、政策的に

(坂庭議員)

農業をやりたいと農地を求めている。空き家を活用したいという青年がいるのです。こういう人たちを支援したい。もあります。それに対する支援をしている。

(佐藤議員)

ては中小企業の支援資金しか考えてい検討していただきたい。商工業につい情報は提供しますので是非支援策を

ないので非常に残念です。

化しようとして、結局要望がなかった。 商工業については、過去に一度制度

(佐藤議員

と思いますから、 さなことでもスタートを切ってほしい の事業として、 して立派な制度を作ろうではなく、 けてしまったけれど、ハードルを高く いと思います。 制度設計ができないままに予算をつ 前向きに検討してほし 是非とも令和2年度

(場谷村長

だきたい。 具体的なニーズ、情報があればいた

(浪越議員)

そういう人を育てようと思うのだった してそして信金の金を使ってというの 新規に商業をやりたい人にはこれだけ だって30万だっていいと思うのです。 やらなければ留寿都の市街はなくなり に金なんて貸してくれないですから。 の補助金がありますと。商工会に相談 度もある。商業にはないのです。50万 から新規就農というのはいろいろな制 土地があるから収入が見込めます。だ けだと思うのです。新規の農業者は、 商工業の支援というのは、一つの睹 無茶です。 現金を用意するしかない。それを もともと金がない人間

> かと思うので検討してください。 突っ込むような必要もあるのではない ます。これを止めるためには多少金を

業の補助について」 「農業の近代化に伴う農地基盤整備事

明許排水等の事業に対して補助を行っ村は農家が行う基盤整備や暗渠及び かと思いますけれど、今後の予定を聞 えているのか、意向調査などしている ない農家を今後どう救っていこうと考 村の小規模土地改良事業では満足でき 地の基盤整備が必要になると思います。 さらに進んでいくと思いますので、農 型化とICTの活用は将来に向かって ではないかと思います。農業機械の大 が出るのを解消することができないの 型化とGPSを活用した農作業に支障 る小規模な土地改良事業で、機械の大 模な整備ではなく、農家が自ら施工す ていますが、道営や国営のように大規 せていただきたい。

(齊藤農林建設課長

また、道営では「農業競争力強化基盤 業については、「国営再編整備事業」、 る予定でいます。農地基盤整備関係事 ダンスシステムやコンバインを導入す 収穫化の向上を図るため、GPSガイ においても豆類の作付け拡大や作業の 業化が加速しています。今年度、 農業の近代化についてはスマート農 本村

> も大規模で事業期間も相当年数を要す 整備事業」などがありますが、 村振興課とも情報交換を行っていると 算などについて、後志総合振興局の農 る事業です。事業規模、 たいと考えています。 業関係団体や関係機関と協議していき ころであり、事業の必要性について農 採択要件、 いずれ 予

佐藤議員

いるのですか。 意向調査は毎年か1年おきかにして

(阿武農林建設課参事

なかったところです。 行って、そのあとなかなかまとめきれ 平成25年に一度アンケート調査を

すから、 者を入れていかないと無理かと思いま 事業をやるときには、それなりの技術 産業は立ち遅れてしまう。それから、 ます。このままでいくと留寿都の基幹 実態調査をしなければいけないと思い 平成25年にやったきりだとすると、 含めて検討してほしいと思い

可能だと振興局の職員に聞きました。 心土破砕でも国営事業に乗ることは

単費でやれないとしたら、 国営か道

> るのではないかという感じもしますの めないかどうか、検討をお願いします。 域回りもするでしょうから、意見集約 で、これから村政懇談会も含めて、地 ればひょっとしたら面積がカバーでき ズがあるのか、心土破砕も含めてであ 業に乗れるかどうか。どれだけのニー のは規模がでかいし、 営に乗るしかないわけで、国営という して将来的にやれる事業として取り組 現実には道営事

(齊藤農林建設課長

も得ながら進めていく予定です。 説明会や意向調査は振興局等の協力

行事案内など、 議長宛の文書は 会事務局へお届け願います。

行政視察報告

と き 令和元年10月17~18日(木~金)

ところ 鹿追町・占冠村

目 的 人口減少対策を検討するうえで、移住・定住施策に取り組むことを自治体の一つのポイントと捉え、先進的な取組を実践している町村を視察し、研修を受けることで、本村の振興に向けた提言につなげることを目的とした。

【鹿追町】

- 1. 移住・定住事業
- (1) 定住促進住宅建設奨励制度助成事業
 - ・持家住宅建設の促進と定住人口の増加を図る
 - ・住宅の新築等に対し、m² 当り1万円(商品券)を助成
- (2) 賃貸住宅建設奨励事業
 - ・賃貸住宅の建設促進と定住を図る
 - ・賃貸住宅の新築等に対し、m² 当り1万円(商品券)を助成
- (3) 空地・空家情報提供
 - ・移住希望者などへの情報提供 (HPなど)
- (4) 民間賃貸住宅家賃助成制度
 - ・民間賃貸住宅居住者への家賃の一部助成
- (5) 移住体験事業
- ・生活体験を通じて移住人口の増加を図る
- (6) 低価格宅地分譲事業
 - ・1区画(150坪前後)を1.2万円 1.3万円/坪で販売
- (7) 移住相談ワンストップ窓口
 - ・企画財政課を移住相談窓口として、ワンストップサービスを実施
- (8) 無料職業紹介所事業
 - ・企業への雇用支援、移住・定住希望者への情報提供(求職者と求人者のマッチング)
- 2. 自然体験留学制度(山村留学)
 - ・学校存続のために地域住民が里親になり事業を開始し、自然体験活動を通して留学生(移住者)を受け入れている
- 3. 農業研修受入事業
 - ・女性専用研修施設(ピュアハウス)を整備し、2コース(酪農研修、畑作研修)に18歳以上の単身女性を受け入れている。

(まとめと感想)

移住・定住事業の取組の多様さを感じた。担当窓口はあるが、総合的な政策として認識されていて、住宅建設や家賃助成などの直接的な支援制度に加え、自然体験留学制度や産業研修生受入事業など、各部署の様々な取組により総合的な政策として実践している。これは首長のリーダーシップはもとより、役場組織内の調整、連携がきちんと図られているからに他ならない。

また、「自然体験留学制度」の実践は、地域住民の主体性が事業の根幹をなしている。「地域の学校の存続のために、自分たちができることをする」という住民が参画するまさに官民協働の取組である。

【占冠村】

- 1. 移住促進事業
- (1) 小規模事業者支援事業
 - ①開業支援商品券 商品券 (20万円) 交付
 - ②事業継続奨励金 開業後3年以上営業を継続し、今後も継続する場合 現金30万円と商品券 (20万円)



- ③雇用奨励金 村内居住者を新たに1年以上雇用した場合 年額24万円交付 村外雇用者の場合は、年額6万円交付
- (2) マイホーム奨励事業
 - ①取得奨励商品券 固定資産税の概ね3年分の商品券交付
 - ②継続居住商品券 新築後5年経過し、更に居住する場合、商品券20万円交付
 - ③新築奨励金 新築・建替えした場合、現金50万円交付
- 2. その他の住宅政策
- (1) 民間賃貸共同住宅棟建設促進条例 1戸200万円上限
- (2) 定住子ども応援民間賃貸住宅(3LDK) 子どもの人数により賃貸料を支援する
- 3. 地域企業振興条例
- (1) 人材育成支援事業
 - ①受講料等支援 年額30万円/一人 年額60万円/一企業
 - ②賃金等支援 年額30万円/一人 年額100万円/一企業
- (2) 雇用支援事業
 - ①村民採用支援 年額50万円以内/一人 年額100万円以内/一事業所
 - ②村民外採用支援 年額25万円以内/一人 年額50万円以内/一事業所
- (3) 多角化支援事業
 - ①多角化支援商品券 商品券20万円交付
 - ②多角化事業継続奨励金 ①の申請を行った者のうち、事業が1年以上継続し、今後も継続されると認められる場合、現金15万円と商品券10万円交付
- 4. インバウンド対応について
- (1) リゾートとの定期協議の実施
- ・四半期ごとに情報交換と課題解決に関する協議を実施する
- (2) 住民登録等の特別窓口の設置
 - ・外国人従業員の住民登録申請のために臨時窓口を設置
- (3) JRトマム駅の改善
 - ・外国語対応の待合所等の整備
- (4) リゾート職員の定住促進
 - ・子育て世帯移住促進事業 入居者に対する家賃助成など



5. 水資源の保全(地下水保全条例、水道水保護条例)について

地下水を将来にわたり保全するとともに、安全で良質な水を確保し良好な水環境を将来の世代に引き継ぐことを目的と押して条例を制定している

- (1) 地下水保全条例
 - ・地下水を採取するための井戸を掘削する場合
- (2) 水道水保護条例
 - ・水道水源保護地域内で開発しようとする場合
- (3) 水資源保全審議会設置条例
 - ・水環境の保全に関する事項を審議する

(まとめと感想)

占冠村は大規模リゾートを有することから本村と類似している点もあるが、「住んでいる人が幸せな地域なら、自然に人が集まってくるはず」のコンセプトのもと、きめ細やかな施策を着実に実践している。

大規模リゾート事業者との向き合い方として、四半期に一度、村幹部職員とリゾート幹部職員が情報交換や課題解決に関する協議を行っていること。もう一つは、リゾートと行政の立場の違いを明確にしていること。事業者は、その道のプロとして努力をしているので、その点に関して素人である役所は余計なことはしないで、役所にしかできない広域連携、許認可、長期的視点に立ったインフラ整備などに対する事業者のニーズに迅速に対応することとしているという説明には共感と感銘を受けた。本村においても早期にそのような場を設け、良好な関係を築いていくことを強く望むものである。

【第3回定例会(9月19日)審議結果】

議案	件 名(主な内容)	結 果
報告第1号	平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について	原案報告
議案第1号	留寿都村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第2号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 について	原案可決
議案第3号	留寿都村過疎地域自立促進に資する資産に対する固定資産税の課税免除に関する条例 について	原案可決
議案第4号	留寿都村立るすつ保育所給食費徴収条例について	原案可決
議案第5号	留寿都村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第6号	留寿都村ふるさと応援基金子育て支援保育料等助成金条例の一部を改正する条例につ いて	原案可決
議案第7号	令和元年度留寿都村一般会計補正予算(第6号) 予算現額に291万2千円を減額し、予算総額30億8.035万円となりました。 (50万円以上のもののみ掲載)・歳入 村民税(現年課税分) 2,570万円追加 固定資産税(家屋) 330万円追加 軽自動車税(現年課税分) 60万円追加 地方特例交付金(現年課税分) 69万2千円追加 地方交付税(普通交付税) 2,926万3千円追加 地方交付税(普通交付税) 2,926万3千円追加 負担金(るすつ保育所保育料) 437万7千円減額 負担金(るすつ保育所給食費負担金) 91万8千円追加 基金繰入金(財政調整基金繰入金) 5,848万3千円追加 基金繰入金(財政調整基金繰入金) 55万3千円追加 村債(臨時財政対策債) 138万6千円減額 総務管理費(留寿都村社宅建設促進事業補助金) 800万円減額 総務管理費(日乗給与システム(会計年度任用職員制度対応)改修業務委託) 55万円追加 総務管理費(一般職給) 129万円減額 総務管理費(テレビ難視聴解消施設改修工事) 74万5千円追加 都市計画費(公共下水道事業特別会計繰出金) 75万円追加 高等学校費(留寿都高等学校農場第4ハウス電気引込工事) 105万3千円追加 高等学校費(留寿都高等学校高舎トイレ改修工事) 280万5千円追加 高等学校費(留寿都高等学校高舎トイレ改修工事) 280万5千円追加 社会教育費(地域おこし協力隊員任用支援業務委託) 92万4千円追加	原案可決
議案第8号	令和元年度留寿都村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)予算現額に357万4千円を追加し、予算総額5,855万円となりました。(50万円以上のもののみ掲載)・歳入 基金繰入金(簡易水道事業基金繰入金)繰越金(前年度繰越金)・歳出 総務管理費(一般職給) 129万円追加	原案可決
議案第9号	令和元年度留寿都村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)予算現額に75万円を追加し、予算総額1億3,135万3千円となりました。・歳入 一般会計繰入金(一般会計繰入金)・・・歳出 施設整備費(公共汚水桝設置工事)・・・	原案可決

議案第10号	平成30年度留寿都村一般会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第11号	平成30年度留寿都村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第12号	平成30年度留寿都村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第13号	平成30年度留寿都村診療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第14号	平成30年度留寿都村介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第15号	平成30年度留寿都村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第16号	平成30年度留寿都村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
議案第17号	固定資産評価審査委員会委員の選任について 吉田 薫氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意するもの	原案同意
議案第18号	教育委員会委員の任命について 森井 光輝氏を教育委員会委員に任命することに同意するもの	原案同意
発議第1号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	原案可決

【第3回臨時会(8月16日)審議結果】

議案	件 名(主な内容)	結 果
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて【令和元年度留寿都村一般会計補正予算(第4号)】予算現額に66万2千円を追加し、予算総額30億7,941万9千円となりました。・歳入 基金繰入金(財政調整基金繰入金)・・・・歳出 総務管理費(弁護士成功報酬)・・・17万6千円追加総務管理費(弁護士業務委託)・・・・総務管理費(弁護士業務委託)・・・7万1千円追加総務管理費(役場庁舎構造体補強等工事実施設計業務委託)・・・・・41万5千円追加	原案承認
議案第2号	令和元年度留寿都村一般会計補正予算(第5号)予算現額に384万3千円を追加し、予算総額30億8,326万2千円となりました。(50万円以上のもののみ掲載)・歳入 基金繰入金(財政調整基金繰入金)・歳日 総務管理費(役場庁舎構造体補強等工事)	原案可決
議案第3号	令和元年度留寿都村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)予算現額に37万2千円を追加し、予算総額5,497万6千円となりました。・歳入 基金繰入金(簡易水道事業基金繰入金)・歳出 総務管理費(職員手当等)	原案可決

【第4回臨時会(10月23日)審議結果】

議案	件名(主な内容)	結 果
議案第1号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関 する条例について	原案可決
議案第2号	留寿都村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例につい て	原案可決
議案第3号	留寿都村第2号会計年度任用職員の給与の関する条例について	原案可決
議案第4号	教育委員会教育長の任命について 土生 敏明氏を教育委員会教育長に任命することに同意するもの	原案同意

議会日誌

8 月

16日 議員全員協議会 (議長、各議員出席) 令和元年第3回留寿都村議会臨時会

(議長、各議員出席)

24日 第23回JAようてい農業祭

(倶知安町 副議長出席)

25日 第40回留寿都村産業まつり

(村内 議長、各議員出席)

26日 後志町村女性議員協議会研修会

(村内 議長出席)

27日 令和元年第2回後志広域連合議会臨時会

(倶知安町 連合議員出席)

29日 後志町村議会議員研修会

(積丹町 議長、各議員出席)

9 月

5日 総務・民生常任委員会(村内 各委員出席) 産業・建設常任委員会(村内 各委員出席)

11日 令和元年度敬老会 (公民館 議長出席)

12日 議員全員協議会(村内 議長、各議員出席)

13日 議会運営委員会 (村内 各委員出席) 中村裕之君を励ます政経セミナー

(小樽市 議長出席)

19日 令和元年度第3回留寿都村議会定例会

(議長、各議員出席)

10 月

10~11日

後志広域連合議会議員視察研修

(奈井江町 連合議員出席)

11日 チャリティカラオケの夕べ

(公民館 各議員出席)

17~18日

所管事務調査管外視察

(鹿追町、占冠村 議長、各議員出席)

19日 蘭越町開基120年記念式典

(蘭越町 議長出席)

21日 自由民主党北海道第4選挙区支部移動政調会

(倶知安町 議長、各議員出席)

23日 議員全員協議会 (議長、各議員出席)

令和元年第4回留寿都村議会臨時会

(議長、各議員出席)

30日 広報編集委員会 (村内 各委員出席)

編集後記

台風19号により、被災された皆様に心よりお 見舞い申し上げます。一刻も早い復旧を願いま す。

9月20日から始まったラグビーワールドカップ2019日本大会は、様々な国から訪れたラグビーチーム関係者や熱烈なラグビーファンで賑わいました。日本のおもてなしの精神には感銘を受けるとともに、にわかファンの寛大さも相俟って、大変な盛り上がりを見せました。日本チームの活躍は、相次ぐ災害に心を痛める人々の希望の光となったことでしょう。

9月19日に初冠雪を見た羊蹄山ですが、その後、例年にない暖かさで10月下旬でも麓には雪は下りてきていません。少雨傾向で農作業も順調に進んだようです。平らになっていく周りの景色に安堵しつつ、間もなく訪れる雪の季節に向けて気を引き締めています。

新しい厚生での留寿都村議会も令和とともに始まり半年経ちました。常任委員会等の会議では、活発に議論をする姿勢と意欲が見られ、議会の理想に近づいてきたように思われます。

視察研修により、留寿都村の課題を克服する。 安全と住みやすさを追求する。文章にするとあまりにも一般的過ぎて笑われそうですが、見えている課題をそのままにしておくことは許されないのです。何故、他町村でできていることができないのか、どこに問題があるのか。10月に視察した町村では、職員の視察受け入れに対する準備が大変であったことは容易に理解できました。資料の完璧さと丁寧な説明、「担当が換わったばかりなので一生懸命勉強しました」との職員の言葉がありました。ありがとうございました。

個人的に参加している協議会や懇談会でも議員としてのスキルアップは可能です。留寿都村のために何をすべきか。村民の目は常に厳しく議員に向けられていることを忘れてはなりません。 (堤)

編集スタッフ

委員長 秦 正樹 | 委 員 堤 富佐代 副委員長 玉手 保弘 | 委 員 佐藤ひさ子